

上郷住宅建築工事（第2工区）

番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺
A-00	表紙・図面目録	—	A-25	南棟W 断面図詳細図	1/20	A-60	現況地盤高実測図	1/200		<外構工事>	
A-A	建築工事特記仕様書1	—	A-26	西階段詳細図	1/50	A-61	既設杭リスト、杭撤去図	1/200	EX-A	外構特記仕様書1	—
A-B	建築工事特記仕様書2	—	A-27	共用部天井伏図(1)	1/200	A-62	既設杭撤去等リスト、数量表、杭頭高さ関係図	1/100	EX-B	外構特記仕様書2	—
A-C	建築工事特記仕様書3	—	A-28	共用部天井伏図(2)	1/200				EX-C	外構特記仕様書3	—
A-D	建築工事特記仕様書4	—	A-29	2DKタイプ 平面詳細図(標準)	1/30		<構造>		EX-D	外構特記仕様書4	—
A-E	建築工事特記仕様書5	—	A-30	2DKタイプ 展開図(1)	1/50	S-A	配筋基準図(1)	—	EX-E	外構特記仕様書5	—
A-F	建築工事特記仕様書6	—	A-31	2DKタイプ 展開図(2)	1/50	S-B	配筋基準図(2)	—	EX-01	外構配置図(舗装)(1)	1/150
A-G	建築工事特記仕様書7	—	A-32	2DKタイプ 建具表・建具符号図	1/50	S-C	配筋基準図(3)	—	EX-02	外構配置図(舗装)(2)	1/150
A-H	建築工事特記仕様書8	—	A-33	2DKSタイプ 平面詳細図(標準)	1/30	S-D	配筋基準図(4)	—	EX-03	外構配置図(施設)(1)	1/150
A-I	建築工事特記仕様書9	—	A-34	2DKSタイプ 展開図(1)	1/50	S-E	配筋基準図(5)	—	EX-04	外構配置図(施設)(2)	1/150
A-J	建築工事特記仕様書10	—	A-35	2DKSタイプ 展開図(2)	1/50	S-F	配筋基準図(6)	—	EX-05	外構配置図(排水)(1)	1/150
A-01	建物概要、付近見取図、全体配置図	1/400	A-36	2DKSタイプ 建具表・建具符号図	1/50	S-G	配筋基準図(7)	—	EX-06	外構配置図(排水)(2)	1/150
A-02	配置図	1/200	A-37	3DKタイプ 平面詳細図(標準)	1/30	S-H	配筋基準図(8)	—	EX-07	宅地断面図(1)	1/100
A-03	求積図・面積表 敷地求積図	1/400, 1/200, 1/100	A-38	3DKタイプ 展開図(1)	1/50	S-I	配筋基準図(9)	—	EX-08	宅地断面図(2)	1/100
A-04	求積図・面積表(建築基準法)	1/200	A-39	3DKタイプ 展開図(2)	1/50	S-J	高強度せん断補強筋施工仕様書	—	EX-09	自転車置場詳細図(参考図)(1)	1/30
A-05	求積図・面積表(公営住宅法)	1/200	A-40	3DKタイプ 建具表・建具符号図	1/50	S-K	プレボーリング掘削根固め工法(大臣認定工法) 特記仕様書	—	EX-10	自転車置場詳細図(参考図)(2)	1/100, 1/30
A-06	仕上表(1)	—	A-41	部分詳細図(1)	1/20, 1/10, 1/5, 1/3	S-01	ボーリング柱伏図、位置図	1/1000, 1/150	EX-11	自転車置場詳細図(参考図)(3)	1/30
A-07	仕上表(2)	—	A-42	部分詳細図(2)	1/20, 1/10, 1/5	S-02	南棟W・E 伏図(杭・基礎・スリーブ位置)	1/200	EX-12	自転車置場詳細図(参考図)(4)	1/30, 1/20, 1/10
A-08	ピット、1階平面図	1/200	A-43	部分詳細図(3)	1/50, 1/20, 1/10, 1/5, 1/2	S-03	南棟W・E 伏図(1階~2階)	1/200	EX-13	雨水樹排水設備 樹勾配(1)	1/100, 1/20
A-09	2~4階平面図	1/200	A-44	部分詳細図(4)	1/50, 1/30, 1/20, 1/10, 1/5	S-04	南棟W・E 伏図(3階~6階)	1/200	EX-14	雨水樹排水設備 樹勾配(2)	1/100, 1/20
A-10	5、6階 平面図、南棟W屋根伏図兼7階平面図	1/200	A-45	部分詳細図(5)	1/30, 1/5	S-05	南棟W R階伏図、南棟E 7~R階伏図	1/200	EX-15	雨水樹排水設備 樹勾配(3)	1/100, 1/20
A-11	1階平面図	1/100	A-46	部分詳細図(EXP.J)	1/200, 1/5	S-06	南棟W・E 軸組図(1)	1/200	EX-16	雨水樹排水設備 樹勾配(4)	1/100, 1/20
A-12	2、3階平面図	1/100	A-47	2DK 内装平面詳細図	1/10	S-07	南棟W・E 軸組図(2)	1/200	EX-17	外構詳細図(1)	1/15, 1/10, 1/7
A-13	4階平面図	1/100	A-48	2DKS 内装平面詳細図	1/10	S-08	南棟W 基礎リスト	1/50	EX-18	外構詳細図(2)	1/100, 50, 1/20, 1/7
A-14	5階平面図	1/100	A-49	3DK 内装平面詳細図	1/10	S-09	南棟W 地中梁リスト、杭リスト	1/50	EX-19	外構詳細図(3)	1/20, 15, 1/10, 1/4
A-15	6階平面図	1/100	A-50	内装断面詳細図(1)	1/10	S-10	南棟W 柱・梁リスト	1/50	EX-20	外構詳細図(4)	1/50, 1/20
A-16	南棟W屋根伏図兼7階平面図	1/100	A-51	内装断面詳細図(2)	1/10	S-11	南棟W・E 小梁・床版・壁リスト	1/50	EX-21	外構詳細図(5)	1/20
A-17	立面図	1/200	A-52	内装断面詳細図(3)	1/10	S-12	雑詳細図	1/30	EX-22	外構詳細図(6)	1/50
A-18	南 立面図(1)	1/100	A-53	内装断面詳細図(4)	1/10	S-13	架構配筋図	1/50	EX-23	外構詳細図(7)	1/50, 1/20
A-19	南 立面図(2)、西 立面図	1/100	A-54	2DK 内装床・床下地伏図 2DK 内装天井・天井下地伏図	1/50	S-14	南棟W・E 中空スラブ標準仕様書	—	EX-24	外構詳細図(8)	1/30
A-20	北 立面図、東 立面図	1/100	A-55	2DKシルバー 内装床・床下地伏図 2DKシルバー 内装天井・天井下地伏図	1/50	S-15	南棟W・E 2~4階中空スラブ伏図	1/200	EX-25	樹標準詳細図	—
A-21	断面図	1/100	A-56	3DK 内装床・床下地伏図 3DK 内装天井・天井下地伏図	1/50	S-16	南棟W・E 5~8階中空スラブ伏図	1/200	EX-26	受水槽 基礎伏図、断面図	1/30
A-22	東西 断面図(1)、南棟E 断面図	1/100	A-57	基本パネル標準図	1/40	S-17	南棟W・E 中空スラブリスト、施工断面図、配筋範囲、欠込み部要領、補強要領、断面配筋図	1/30	EX-27	柱状体配置図	1/100
A-23	東西 断面図(2)、南棟W 断面図	1/100	A-58	現況図配置図兼仮設計計画図	1/200				EX-28	地盤改良地業 特記仕様書	—
A-24	南棟W 矩計図	1/50	A-59	現況配置図兼撤去図	1/200						

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H29Q12J00390

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項																																																																																																																																																																	
【建築工事】	■1章 一般共通事項■																																																																																																																																																																	
1.1.1 適用範囲	<p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準</p> <p>5) 愛知県建築工事事業管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 設計図書の優先順位は、次の1) から4) までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書（2）から5）に対するもの</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p>																																																																																																																																																																	
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																	
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時) また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																	
1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事区分</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>給排水</th> <th>ガス</th> <th>外構</th> <th>汚水処理場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械用基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水水拵</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>堅樋（横引き管共）</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧キャビネット</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クーラー用スリーブ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽（高架，受水）架台</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴明け及び穴埋め工事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*2</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>*1：昇降路築造工事、各階出入口の穴明け明け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>*2：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	工事区分	建築	電気	給排水	ガス	外構	汚水処理場	項目	※					※	機械用基礎	※					※	排水水拵	※		※			※	堅樋（横引き管共）	※					※	フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※	照明器具穴明及び補強	※						化粧キャビネット			※				クーラー用スリーブ	※						居室・浴室・換気レジスター	※						杭頭処理及び補強	※						設備スリーブ箱入			※	※	※	※	設備スリーブ構造体補強	※					※	設備スリーブ防水処理	※					※	水槽（高架，受水）架台	※		※			※	設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※		※	機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※	液面電極棒フロートスイッチ			※				同上用リレー及び盤			※				水道用集中検診配管配線				※			同上結線及び調整				※			エレベーター関連工事（建築）*1	※						エレベーター関連工事（建築）*2		※				
工事区分	建築	電気	給排水	ガス	外構	汚水処理場																																																																																																																																																												
項目	※					※																																																																																																																																																												
機械用基礎	※					※																																																																																																																																																												
排水水拵	※		※			※																																																																																																																																																												
堅樋（横引き管共）	※					※																																																																																																																																																												
フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※																																																																																																																																																												
照明器具穴明及び補強	※																																																																																																																																																																	
化粧キャビネット			※																																																																																																																																																															
クーラー用スリーブ	※																																																																																																																																																																	
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																																	
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																																	
設備スリーブ箱入			※	※	※	※																																																																																																																																																												
設備スリーブ構造体補強	※					※																																																																																																																																																												
設備スリーブ防水処理	※					※																																																																																																																																																												
水槽（高架，受水）架台	※		※			※																																																																																																																																																												
設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※		※																																																																																																																																																												
機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※																																																																																																																																																												
液面電極棒フロートスイッチ			※																																																																																																																																																															
同上用リレー及び盤			※																																																																																																																																																															
水道用集中検診配管配線				※																																																																																																																																																														
同上結線及び調整				※																																																																																																																																																														
エレベーター関連工事（建築）*1	※																																																																																																																																																																	
エレベーター関連工事（建築）*2		※																																																																																																																																																																
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。																																																																																																																																																																	
<工事関係図書>																																																																																																																																																																		
1.2.1 実施工程表	* 概成工期：・有（ 年 月 日 ） ※ 無																																																																																																																																																																	
1.2.2 施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡（平成22年7月6日）の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。（平成22年7月23日付22建企第332号建設企画課長通知）																																																																																																																																																																	
1.2.4 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名（工事名）、名称（工程）、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>3) 完成時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p>																																																																																																																																																																	
<工事現場管理>																																																																																																																																																																		
1.3.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）によるものとする。																																																																																																																																																																	

項目	特記事項												
1.3.3 電気保安技術者	* 電気保安技術者：・適用する ※適用しない												
1.3.5 施工条件	<p>* 施工時間 時間制限：・無 ※有（ 午前8時から午後5時 ）</p> <p>* 部位別の施工順序： ※無 ○有（ 図面による ）</p> <p>* 工事車両の駐車場所 駐車制限： ※有（ 図面による ） ・無</p> <p>* 資機材置場所 置場制限： ※有（ 図面による ） ・無</p> <p>* その他：（ ）</p>												
1.3.11 発生材の処理等	<p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料</p> <p>特別管理産業廃棄物：・有（処理方法： ） ※ 無</p> <p>現場において再利用を図るもの：</p>												
引渡し等	<p>* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。</p> <p>* 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。</p> <p>* PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。</p> <p>* 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。</p> <p>昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング</p> <p>平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、</p> <p>(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)</p> <p>上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p>												
建設副産物	<p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。）に基づき適正に行う。</p> <p>2. 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。</p> <p>1)再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1)</p> <p>2)再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2)</p> <p>3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm³)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p>												
再資源化	<p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。</p> <p>※ コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ）</p> <p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。</p> <p>・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki290401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</p>												
撤去時等のフロン等の取扱	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。												
分別収集	* 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。												
非飛散アスベスト処分	* 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する（処分方法： ）												
<材 料>													
1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」（http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照）別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。												
1.4.2 材料の品質等	<p>* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</p> <p>* 本工事において愛知県内で算出された木材（愛知県内で算出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。）を使用する場合は、以下による。</p> <p>・県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者（以下、単に「認定事業者」という）が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。</p> <p>・受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等（図-1）が明記された出荷伝票等により行う。</p> <p>・受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ（http://www.aichi-wood.com/index.html）にて公表される認定事業者一覧により行う。</p>												
再生資源の利用	<p>図-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No. ○-○○○</p> </div> <p>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/H26yoryokaisei/H26sosssenriyou.pdfを参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</p> <p>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</p>												
	<table border="1"> <tr> <td>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</td> <td>上郷住宅建築工事（第2工区）</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</td> <td>建築工事特記仕様書 1</td> <td>縮尺 No. A-A</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H28年3月</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事（第2工区）	図面番号	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 1	縮尺 No. A-A	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事（第2工区）	図面番号											
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 1	縮尺 No. A-A											
検 図	製 図	設 計 H28年3月											
愛知県建設部建築局公営住宅課													

項目	特記事項																									
<p><施工> 1.5.2 技能士</p>	<p>* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</p> <p>※延べ面積5,000㎡以上の工事に適用する * 適用する技能検定の職種及び作業の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用職種</th> <th>工事種別</th> <th>工事の細分</th> <th>資格(技能検定における選択作業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>鉄筋工</td> <td>加工及び組み立て</td> <td>1級鉄筋技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td rowspan="2">コンクリート工事</td> <td>型枠</td> <td>1級型枠施工技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>床コンクリートこて仕上げ</td> <td>1級左官技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td rowspan="4">防水工事</td> <td>アスファルト防水</td> <td rowspan="4">1級防水施工技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>シート防水</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>塗膜防水</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>シーリング</td> </tr> </tbody> </table> <p>* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別：</p>	適用職種	工事種別	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	※	鉄筋工	加工及び組み立て	1級鉄筋技能士	※	コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士	※	床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士	※	防水工事	アスファルト防水	1級防水施工技能士	※	シート防水	※	塗膜防水	※	シーリング
適用職種	工事種別	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)																							
※	鉄筋工	加工及び組み立て	1級鉄筋技能士																							
※	コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士																							
※		床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士																							
※	防水工事	アスファルト防水	1級防水施工技能士																							
※		シート防水																								
※		塗膜防水																								
※		シーリング																								
1.5.5 施工の検査等	* 見本施工： ・実施する ※実施しない																									
1.5.9 化学物質の濃度測定	<p>* 濃度測定： ※実施する ・実施しない * 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定対象の化学物質： ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法： アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数： 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。</p>																									
<p><工事検査及び技術検査> 1.6.2 技術検査 <完成図等> 1.7.2 完成図</p>	<p>* 中間技術検査： ○行わない ・行う(実施回数： 、実施時期：)</p> <p>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 [] B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図(PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品) A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない</p>																									
1.7.3 保全に関する資料	* 保全に関する資料 提出部数： ※発注者用2部+入居者用()部 ・()部																									
<p>■その他■ 提出書類</p>	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの																									
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。) 保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。																									
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書[平成28年度版] (「機材の品質・性能基準」を含む。)																									
建設業退職金共済制度	* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金取納書の提出を省くことができる。																									
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。																									
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をする事。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。																									
工事中の安全管理	* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。																									
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。																									
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ※要する ・要しない																									
工程表・工事費内訳明細書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。																									
騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。																									
排出ガス対策型建設機械	<p>作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p> <p>* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※ 有り ・ なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))</p>																									
貨物自動車等の車種規制	<p>貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/)</p> <p>* 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p>																									
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。																									

項目	特記事項												
工事の下請負	<p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p>												
施工体制	<p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)</p>												
現場代理人 事故報告	<p>* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p>												
薬液注入工法	<p>* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(建設省事務次官通達)による。</p>												
<p><縄張り、遣方、足場その他> 2.2.4 足場その他</p>	<p>■2章 仮設工事■</p> <p>* 定置する足場、棧橋、リフト等の設置： ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場：(幅： ・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 * 仮囲い： ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造： ⊗成型鋼板(H=3.0m) ○波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p>												
<p><仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等</p>	<p>A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所： ※設ける ○設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 * 標準仕上げ 1) 床： 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井： 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品： 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全带、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 2) 選択備品： ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板(愛知県建設部「PR看板設置要綱」による)： ※設置する ・設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。</p>												
建設現場標識の設置	<p>* 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《建設現場標識 例》</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td>○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区)</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>○○建設株式会社 ○○設備株式会社</td> </tr> </table> </div>	工事名	○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区)	工期	平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで	発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社		
工事名	○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区)												
工期	平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで												
発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課												
工事監理者	○○○○○												
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社												
3.2.3 埋戻し及び盛土	<p>■建築編 3章 土 工 事■</p> <p>* 発生土の中の良質土 ・山砂 建設発生土の利用指定： ※無 ・有 [] からの建設発生土を利用する</p>												
3.2.4 地均し	地ならしの高さ：												
3.2.5 建設発生土の処理	<p>・構内処理 ※構外搬出(処分地の指定： ※無(自由処分) ・有 [] に搬出し、利用する)</p>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627 </td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 上郷住宅建築工事(第2工区) </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 図面番号 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広昌 印 </td> <td style="text-align: center;"> 建築工事特記仕様書2 </td> <td style="text-align: center;"> 縮尺 No. A-B </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 検 図 </td> <td style="text-align: center;"> 製 図 </td> <td style="text-align: center;"> 設 計 H28年3月 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 愛知県建設部建築局公営住宅課 </td> </tr> </table>	一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事(第2工区)	図面番号	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広昌 印	建築工事特記仕様書2	縮尺 No. A-B	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事(第2工区)	図面番号											
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広昌 印	建築工事特記仕様書2	縮尺 No. A-B											
検 図	製 図	設 計 H28年3月											
愛知県建設部建築局公営住宅課													

項目	特記事項
3.3.3 山留めの撤去	* 処分に当たっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 山留めの存置 ※無 ・有
■建築編 4章 地業工事■	
<試験及び報告書> 4.2.2 試験杭	試験杭の位置、本数、寸法：※ 図面による ・ ()
4.2.3 杭の載荷試験	杭の載荷試験 ・ 実施する（・水平載荷試験 ・鉛直載荷試験） ※ 実施しない 試験杭の位置、本数、載荷荷重等：※ 図面による ・ () 試験の方法： 報告書の記載事項 ※4.2.5(a)(b)による ・ ()
4.2.4 地盤の載荷試験	*平板載荷試験 ・ 実施する ○実施しない 試験位置：図面による 載荷荷重： 試験の方法：（公社）地盤工学会基準による 報告書の記載事項等：（公社）地盤工学会基準による
<既製コンクリート杭地業> 4.3.1 適用範囲	工法 ・ 打込み工法 ・ セメントミルク工法 ○特定埋込杭工法
4.3.2 材料	*既製コンクリート杭の種類： ・ PHC杭 ・ SC杭 ・ PRC杭 ○（ 図面による ） 性能及び曲げ強度等による区分等： ・ A種 ・ B種 ・ C種 *杭の寸法、継手の箇所数、杭先端部の形状等：図面による
4.3.3 打込み工法	*設計支持力（ ）kN/本 *施工法の種類 ・ 打撃工法 ・ プレボーリング併用打撃工法 プレボーリングの掘削深さ（ ） プレボーリングの掘削径（ ） *推定支持力の算定方法：※ 図面による ・ () *水平方向の位置ずれの精度：図面による
4.3.4 セメントミルク工法	*支持地盤：図面による *支持地盤への掘削深さ及び根入れ深さ：図面による *水平方向の位置ずれの精度：図面による
4.3.5 特定埋込杭工法	*水平方向への位置ずれの精度：図面による *支持地盤：図面による
4.3.6 継手	*杭の継手工法：※ 無溶接工法（仕様等：日本建築センター評定取得工法） ・ アーク溶接継手工法
4.3.7 杭頭の処理 <鋼杭地業>	*杭頭の切り揃えの方法： ・ 外圧方式 ・ ダイヤモンドカッター方式
4.4.1 適用範囲	*工法 ・ 打込み工法 ○特定埋込杭工法
4.4.2 材料	*鋼杭の材料： ・ SKK400（鋼管杭） ○SKK490（鋼管杭） ・ SHK400（H形鋼杭） ・ SHK490M（H形鋼杭） 寸法：※ 図面による ・ () *鋼杭の先端部形状及び補強 鋼管杭で打込工法 先端部形状：※開放型 ・ () 補強：※(図4.4.1)(表4.4.2)による ・ () その他の材料及び工法 先端部形状（ ） 補強（ ）
4.4.5 継手 <場所打ちコンクリート地業等>	*現場継手の工法： ・ 現場溶接 ・ 高力ボルト ・ ()
4.5.1 適用範囲	*・アースドリル工法 ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法 ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・ 拡底杭工法
4.5.3 材料その他	*鉄筋 帯筋（ ） 鉄筋かごの補強：※4.5.3(a)(2)(iii)による ・ () 最小かぶり厚さ：※100mm ・ () *場所打ちコンクリート杭のコンクリートの設計基準強度： N/mm ² 場所打ちコンクリート杭のコンクリートの種別： ・ A種 ・ B種 [4.5.1表による] 構造体強度補正値(S)： ・ 3N/mm ² ・ 認定工法の条件による
4.5.4 アースドリル工法ほか	*掘削の工法： ・ アースドリル工法 ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法 ・ 性能評価機関の評価、認定を受けた工法（種別： 使用材料及びコンクリートの打設方法等：各工法の標準仕様による） *孔壁の超音波測定器による確認：※ 行う（全数の10%以上） ・ 行わない
4.5.5 場所打ち鋼管コンクリート杭ほか	*支持地盤の位置、種類：図面による
4.6.3 砂利及び砂地業	*厚さ： ・ 60mm ○（ 図面による ）
4.6.4 捨てコンクリート地業	*捨てコンクリート厚さ： ○50mm ・ () mm *強度： ○18N/mm ² ・ () N/mm ² スランプ： ・ 15 ・ 18
4.6.5 床下防湿層	*防湿層：※適用する（範囲：図面による） ・ 適用しない
■建築編 5章 鉄筋工事■	
5.2.1 鉄筋	*異形鉄筋棒鋼の種別：※ SD295A (D16以下) ※ SD345 (D19～D25) ※ SD390 (D29以上) *高強度せん断補強筋の種別、使用部位及び加工：図面による
5.2.2 溶接金網 <加工及び組立>	網目の形状、寸法及び鉄線の径：図面による * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.2 加工	* 90°未満の折曲げ内径直径：
5.3.4 継手及び定着	鉄筋継手：※ 重ね継手 (D16以下) ※ガス圧接継手 (D19以上) ・ 機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法：※折り曲げ定着方法 ※図面による ・ 機械式定着 ・ () * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。

項目	特記事項												
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	* 土に接する部分の軽量コンクリートのかぶり厚さ（ ） * 耐久性上不利な箇所（塩害の受けるおそれのある部分等）のかぶり厚さ（ ） *機械式継手及び溶接継手の場合のあき（ ）												
5.3.7 各部配筋 <ガス圧接>	* 各部の配筋：○ 図面による ・ ()												
5.4.9 圧接完了後の試験 <機械式継手及び溶接継手>	抜取試験： ・ 超音波探傷試験 ※引張試験												
5.5.2 機械式継手	*種類（ ） 工法（ ） *機械式継手の工法、品質の確認方法、不良となった継手の修正方法等： ※1.2.2[施工計画書]による品質管理で定める ・ ()												
5.5.3 溶接継手	*溶接継手の工法、品質の確認方法、不良となった継手の修正方法等： ※1.2.2[施工計画書]による品質管理で定める ・ ()												
■建築編 6章 コンクリート工事■													
6.1.2 基本要品質	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日 公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「◎マークを取得した工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、◎マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。												
6.2.1 コンクリートの種類	*気乾単位容積質量による種類 ※普通コンクリート ・ 軽量コンクリート *適用箇所及び施工時期 寒中コンクリート 適用箇所 ※図面による ・ () 施工時期 ※監督職員と協議 ・ () 暑中コンクリート 適用箇所 ※図面による ・ () 施工時期 ※監督職員と協議 ・ () マスコンクリート 適用箇所 ※図面による ・ () 施工時期 ・ () 無筋コンクリート 適用箇所 ※図面による ・ () 施工時期 ※監督職員と協議 ・ () 流動化コンクリート 適用箇所 ※図面による ・ () 施工時期 ※監督職員と協議 ・ () *コンクリートの種別 ※I類 ・ II類 [表6.2.1] *国土交通大臣認定コンクリート（建築基準法第37条第2号）（ ）												
6.2.2 コンクリートの強度	*設計基準強度 (Fc) ・ 普通コンクリート（ ） N/mm ² ・ 軽量コンクリート（ ） N/mm ² ○ 図面による												
6.2.4 ワークability及スランプ	*コンクリートの荷卸し地点によるスランプ ※表6.2.2による ・ ()												
6.2.5 構造体コンクリートの仕上	*合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別 ・ A種 ※B種 ・ C種 [表6.2.4による]												
6.3.1 コンクリートの材料	*骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材： ・ 有り ※なし 銅スラグ細骨材： ・ 有り ※なし 電気炉酸化スラグ骨材： ・ 有り ※なし 再生骨材H： ・ 有り ※なし * 混和材料 ※適用する（種類： ・ AE剤 ※ AE減水剤 ※ 高性能AE減水剤） ・ 適用しない *セメントの種類： ※普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種) ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 *適用箇所 高炉セメントB種：（外構 小規模構造物） フライアッシュセメントB種：（ ） *骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材： ・ 使用する ※ 使用しない 銅スラグ細骨材： ・ 使用する ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材： ・ 使用する ※ 使用しない 再生骨材H ・ 使用する ※ 使用しない *砕石、砕砂、細骨材、骨材のアルカリシリカ反応性による区分： ※ A ・ B *混和剤 種類： ・ AE剤 ※AE減水剤 ※高性能AE減水剤 ・ () ・ 使用しない *混和材 種類 ・ フライッシュ(I種) ・ フライッシュ(II種) ・ フライッシュ(IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカフォーム ・ 膨張剤												
6.3.2 コンクリートの調合	6.3.2(2)(vi)①～③以外の混和材料 種類（ ） 使用方法（ ） 使用量（ ）												
6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量	*アルカリ総量 3.0kg/m ³ 以下とする。												
6.6.3 打継ぎ	*目地寸法：図面による												
6.7.2 湿潤養生 <型枠>	*セメントの種類が普通エコセメントの場合の湿潤養生の期間 []日以上												
6.8.2 一般事項	*外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む）の打増し厚さ： ※ 配筋基準図による ・ () *ひび割れ誘発目地 位置：（ ） 形状：（ ） 寸法：（ ） mm												
6.8.3 材料	*せき板の種別 ・ 合板(6.8.3(b)(1)によるもの) ※合板(6.8.3(b)(2)によるもの) ・ () 合板の厚さ ※12mm ・ () mm *断熱材を兼用した型枠材 ・ 使用する（使用箇所：（ ）） ・ 使用しない *MCR工法用シート ・ 使用する（使用箇所：（ ）） ※使用しない												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</td> <td style="text-align: center;">上郷住宅建築工事（第2工区）</td> <td style="text-align: center;">図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</td> <td style="text-align: center;">建築工事特記仕様書 3</td> <td style="text-align: center;">縮尺 — No. A-C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H28年3月</td> <td style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627		上郷住宅建築工事（第2工区）	図面番号	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印		建築工事特記仕様書 3	縮尺 — No. A-C	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627		上郷住宅建築工事（第2工区）	図面番号										
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印		建築工事特記仕様書 3	縮尺 — No. A-C										
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課										

項目	特記事項
<軽量コンクリート> 6.10.1 一般事項	*配管用等スリーブの材質及び規格等 ・鋼管 ◎ 6.8.3(i)(2)(i)～(iv)によるもの ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・亜鉛鉄板 ・つば付き鋼管
6.10.2 材料及び調査 <寒中コンクリート> 6.11.1 一般事項	*軽量コンクリートの適用箇所： ※図面による 常時土又は水に直接接する部分 *軽量コンクリートの種類 ・ 1種 ・ 2種 [表6.10.1による] *気乾単位容積質量
6.11.2 材料及び調査 <暑中コンクリート> 6.12.2 材料及び調査 <マスコンクリート> 6.13.1 一般事項	*スランプ ※21cm *適用期間 ※JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」 *積算温度を元に定める場合 *構造体強度補正值(S) ※6N/mm ² *適用箇所
6.13.2 材料及び調査	*セメントの種類 ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・普通ポルトランドセメント *混和剤の種類 ※AE減水剤 ※高性能AE減水剤 *スランプ ※15cm以下
<無筋コンクリート> 6.14.1 一般事項	*設計基準強度 ※18N/mm ² *スランプ ※15cm ※18cm *適用箇所 ※6.14.1(e)(1)～(5)
<流動化コンクリート> 6.15.1 一般事項 <高強度コンクリート> 6.16.2 品質	*流動化コンクリート ・適用する ・適用しない *水セメント比 （ ） 単位セメント量（ ） *スランプ又はスランプフロー 設計基準強度<45N/mm ² の場合 ※スランプ21cm以下又はスランプフロー50cm以下 45N/mm ² ≦設計基準強度≦60N/mm ² の場合 ※スランプ23cm以下又はスランプフロー60cm以下
6.16.3 材料	*高性能AE減水剤以外の混和材料 ■建築編 7章 鉄骨工事■
7.1.3 鉄骨製作工場	* 建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード ・S ・H ・M ・R *施工管理技術者 ※適用する ・適用しない
<材 料> 7.2.1 鋼材	*鋼材の材質、形状及び寸法：図面による [7.2.1表による]
7.2.2 高力ボルト	*高力ボルトの種類： ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト *高力ボルトの径：図面による
7.2.3 普通ボルト	*ボルト及びナットの材質等： ※表7.2.3 ・図面による *径： ※図面による
7.2.4 アンカーボルト	*構造用アンカーボルトの種類： ※図面による *建方用アンカーボルトの種類： ※図面による *ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による
7.2.5 溶接材料	*溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の材料： 図面による
7.2.6 ターンバックル	*種類 建築用ターンバックル胴 ※割枠式 ・図面による 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・図面による ねじの呼び
7.2.7 デッキプレート	*デッキプレート版用デッキプレートの材質、形状、寸法(単独の構法)： ※図面による デッキプレートの種類： ※JIS G 3352 *デッキプレート版用デッキプレートの材質、形状、寸法(合成スラブ)： ※図面による デッキプレートの種類： ※JIS G 3352 *(a)～(c)以外のデッキプレートの材質、形状、寸法： ※図面による
7.2.8 レール	*形状及び寸法等： ※図面による
7.2.9 柱底均しモルタル	*無収縮モルタル： ※使用する ・使用しない 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 ※7.2.9(b)(1)～(4)による
7.2.10 材料試験等 <工 作 一 般> 7.3.2 工作図	*板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験 ※実施する ・実施しない ： ※図面による
7.3.10 仮組 <高力ボルト接合> 7.4.2 摩擦面の性能及び処理	*仮組： ・実施する ※実施しない *すべり係数試験： ・実施する ※実施しない *試験の方法： 試験片の摩擦面の状態：
7.4.7 締付け	*JIS高力ボルトを回転法で本締めする場合 ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量：
<溶 接 接 合> 7.6.3 技能資格者	*溶接技能者に対する技量付加試験： ・実施する ※実施しない

項目	特記事項												
7.6.4 材料準備	*開先の形状： ※図面による												
7.6.7 溶接施工	*エンドタブの取扱い 切除の有無： ・あり ※なし 適用箇所：（ ） *完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の付合せ溶接 低応力高サイクル疲労を受ける部位： ※図面による スカラップの形状： ※図面による												
7.6.11 溶接部の試験	*完全溶込み溶接部の超音波探傷試験： ※実施する ・実施しない *工場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL) ・2.5% ※4% 検査水準： ・第1水準 ・第2水準 ・第3水準 ・第4水準 ・第5水準 ※第6水準 *工事現場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL) ・2.5% ※4%												
7.7.8 デッキプレートの溶接 <錆止め塗装> 7.8.3 塗料の種類	*デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法： ※図面による *SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料： ※表18.3.1のA種 耐火被覆材の接する面： ・塗装する(塗料の種類) ・塗装しない												
<耐火被覆> 7.9.2 耐火被覆の種類及び性能	*耐火被覆の種類及び性能 *耐火材吹付け *耐火板張り *耐火材巻付け *ラス張りモルタル塗り												
<工事現場施工> 7.10.3 アンカーボルト等の設置	*建方用アンカーボルトの形状・寸法： ※図面による アンカーフレームの形状・寸法： ※図面による *建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 ※A種 ・B種 ・C種 [表7.10.1による] *柱底均しモルタル 厚さ()mm 工法： ※A種 ・B種 [表7.10.2による]												
<軽量形鋼構造> 7.11.2 施工 <溶融亜鉛めっき工法> 7.12.4 溶融亜鉛めっき高力ボルト	*ボルトの接合方法： ※図面による *摩擦面の処理： ※プラスト処理 ・プラスト以外の特別な処理(方法) すべり耐力等の確認方法： *ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量：												
■建築編 8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事■													
8.2.2 材 料	* コンクリートブロックの種類： ※空洞ブロック16 ・ 空洞ブロック08												
8.2.4 コンクリートの調査	*表8.2.2以外のコンクリートの設計基準強度： ※21 N/mm ² ・ () N/mm ²												
8.2.5 鉄筋の加工及び組立 <C B 帳壁及び塀> 8.3.2 材 料	*各部の配筋： ※図面による *圧縮さ、正味厚さ、モジュール呼び寸法、種類： ※8.3.2(a)による *化粧有ブロック(塀の場合) ・使用する ・使用しない												
8.3.3 鉄筋の加工及び組立て <ALCパネル> 8.4.2 材 料	*各部の配筋： ※図面による *パネルの区分、単位荷重、厚さ、長さ等： パネルの耐火性能：												
8.4.3 外壁パネル構法	*外壁パネル構法の種別 ・A種 ・B種 [表8.4.2による] *建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： *パネル幅の最小限度： ※300mm *出・入隅のパネル接合部、パネルと他部材との取合い部の伸縮目地幅： ※図面による *(f)、(g)の伸縮目地部分に耐火目地材： ・充填する ・充填しない												
8.4.4 間仕切壁パネル構法 <押出成形セメント板(ECP)> 8.5.2 材 料	*間仕切壁パネル構法の種別： ・C種 ・D種 ・E種 [表8.4.3による] *パネルの種類、厚さ等： ※図面による												
8.5.3 外壁パネル工法	*種別 ・A種 ・B種 [表8.5.1] *建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： *パネル相互の目地幅 長辺： ※8mm以上 ()mm 短辺： ※15mm以上 ()mm *出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅： ※15mm(シール材15×10(mm)充填) ()mm *耐火構造以外の目地及び隙間の処理： ※パネル製造所の仕様												
8.5.4 間仕切壁パネル工法	*種別 ・B種 ・C種 [表8.5.2]												
8.5.5 溝掘り及び開口部の処置	*パネルの開口の限度：												
<一 般 事 項>	■建築編 9章 防 水 工 事■ * 防水の保証期間は、工事目的物引き渡しの日からモルタル防水5年、その他防水10年とする。												
9.1.3 施工一般	*屋根防水等の種別： ・アスファルト防水 ・改質アスファルトシート防水 ・合成高分子系ルーフィングシート防水 ※塗膜防水 ・ケイ酸質系塗布防水												
<アスファルト防水> 9.2.2 材 料	*改質アスファルトルーフィングシート 種類 ※表9.2.3～表9.2.8による () 厚さ() *部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類 ※表9.2.3～表9.2.9による () 厚さ() *押え金物 材質 ※アルミニウム () 形状寸法 ※L-30×15×2.0(mm) () *断熱材(屋根保護防水断熱工法) 材質 ※9.2.2(h) () 厚さ()												
	<table border="1"> <tr> <td>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</td> <td>上郷住宅建築工事(第2工区)</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</td> <td>建築工事特記仕様書 4</td> <td>No. A-D</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H28年3月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事(第2工区)	図面番号	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 4	No. A-D	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事(第2工区)	図面番号											
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 4	No. A-D											
検 図	製 図	設 計 H28年3月											
愛知県建設部建築局公営住宅課													

項目	特記事項
9.2.3 防水層の種類、種別、工程	<p>*断熱材（屋根露出防水断熱工法） 材質 ※9.2.3(i) ・ () 厚さ ()</p> <p>*絶縁シート 材料(屋根保護防水密着工法・屋根保護防水絶縁工法) ※ポリエチレンフィルムt=0.15以上 ・ ()</p> <p>材料(屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁断熱工法)</p> <p>※ ポリアビレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス (70g/m²程度) ・ ()</p> <p>*乾式保護材（立上り部保護） ・使用する（仕様） ※使用しない</p> <p>*れんが（立上り部保護） ※ JIS R 1250（普通れんが及び化粧れんが） ・ ()</p> <p>*施工箇所毎の工法、種別： ※図面による ・ ()</p> <p>立上り部における保護コンクリートの適用及び工法：</p> <p>*屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量 () [表9.2.7]</p> <p>脱気装置 種類、設置数量 ※ルーフィング類製造所の指定 ・ ()</p> <p>*屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量 () [表9.2.8]</p> <p>脱気装置 種類、設置数量 ※ルーフィング類製造所の指定 ・ ()</p> <p>*屋根防水密着工法 保護層 ・有(工法) ・無 [表9.2.9]</p>
9.2.4 施工	<p>*下地 モルタル塗 適用箇所 ・ () ⊙図面による</p> <p>*立上り（コンクリート打放し仕上げ） ※表6.2.4のB種 ・ ()</p> <p>*ルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置（屋根露出防水絶縁断熱工法）</p> <p>※図面による ・ ()</p>
9.2.5 保護層等の施工	<p>*平場の保護コンクリート厚さ ・80cm以上 ・60cm以上 ・ () ⊙図面による</p> <p>*立上り部の保護 ・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え ・モルタル押え（屋内等）</p> <p>*屋上排水溝 ()</p>
<改良アスファルトシート防水>	
9.3.2 材料	<p>*改良アスファルトシート 種類 ※表9.3.1～表9.3.3による ・ () 厚さ ()</p> <p>*粘着層付改質アスファルトシート、部分粘着層付改質アスファルトシート</p> <p>*屋根露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 材質及び厚さ ※9.3.2(c)(2)による ・ ()</p>
9.3.3 防水層の種類及び工程	<p>*施工箇所毎の種類： ※図面による ・ ()</p> <p>*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類、使用量 () [表9.3.1]</p> <p>*屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量 () [表9.3.2]</p> <p>脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファルトシート製造所の指定 ・ ()</p> <p>*屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量 () [表9.3.3]</p> <p>脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファルトシート製造所の指定 ・ ()</p> <p>*屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿層 ・有 ・無 ・ ()</p>
<合成高分子系ルーフィングシート防水>	
9.4.2 材料	<p>*ルーフィングシート 種類 ※表9.4.1～表9.4.3による ・ () 厚さ ()</p> <p>*絶縁用シート 材質 ※発泡ポリエチレンシート ・ ()</p> <p>*固定金具 材質及び形状寸法 ※9.4.2(c)(2) ・ ()</p> <p>*断熱工法に用いる断熱材 材質及び厚さ ()</p>
9.4.3 防水層の種類及び工程	<p>*合成高分子系ルーフィングシート防水 仕上塗料 種類、使用量 () [表9.4.1]</p> <p>種別 S-M2の場合 種別 S-M2の場合 ※1.5mm ・ ()</p> <p>*合成高分子系ルーフィングシート防水（断熱工法） 仕上塗料 種類、使用量 () [表9.4.2]</p> <p>種別 S-M2の場合 立上り接着工法 立上りシート厚さ ※1.5mm ・ ()</p> <p>*合成高分子系ルーフィングシート防水（屋内保護密着工法） モルタル塗り厚さ () [表9.4.3]</p>
9.4.4 施工	<p>*下地 モルタル塗 適用箇所 ()</p> <p>*立上り（コンクリート打放し仕上げ） ※表6.2.4のB種 ・ ()</p> <p>*目地処理（接着工法及び屋内保護密着工法） PCコンクリート部材下地及びALCパネル下地で種別S-C1 ()</p> <p>*PCコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-F1、SI-F1） ()</p> <p>ALCパネル下地及びPCコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-C1） ()</p> <p>*建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ()</p> <p>*保護層（屋内保護密着工法）</p> <p>平場モルタル塗り 床塗り工法 ※15.2.5(b)(2)及び(3)に準ずる ・ ()</p> <p>下地モルタル塗り（タイル張り下地等） ※15.2.5(b)(2)及び(3)に準ずる ・ ()</p> <p>平場保護コンクリート仕上げ厚 保護コンクリート厚さ () mm</p> <p>立上り部保護モルタル塗厚 ※7mm以下 ・ ()</p>
<塗膜防水>	
9.5.3 防水層の種類及び工程	<p>*ウレタンゴム系塗膜防水（・絶縁工法 ※密着工法）の適用箇所： 図面による</p> <p>ウレタンゴム系塗膜防水の仕上塗料の種類、使用量： [表9.5.1]</p> <p>絶縁工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量：</p> <p>*ゴムアスファルト系塗膜防水の種類： ・Y-1 ・Y-2 [9.5.2表による]</p> <p>*Y-2の場合の保護層（工程4及び工程5） ・適用する ・適用しない</p>
9.5.4 施工	<p>*下地 モルタル塗 適用箇所 ()</p> <p>*立上り（コンクリート打放し仕上げ） ※表6.2.4のB種 ・ ()</p>
<ケイ酸系塗布防水>	
9.6.1 適用範囲	<p>*9.6.1表以外の適用部位： ⊙図面による ・ () [表9.6.1]</p>
9.6.3 防水層の種類及び工程	<p>*ケイ酸系塗布防水層の種類及び工程 ・C-U I ・C-U P [表9.6.2]</p>
9.6.4 施工	<p>*9.6.4(b)(1)～(3)以外の下地処理： ⊙図面による ・ ()</p>
<シーリング>	
9.7.2 材料	<p>*シーリング材の種類及び施工箇所： 図面による</p> <p>※種類は被着体に応じたものとし [表9.7.1] を標準とする</p>
9.7.3 目地寸法	<p>*シーリング材の目地寸法： ※9.7.3(a)(1)、(2)、(3)による ・ ()</p>
9.7.5 シーリング材の試験	<p>*接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験</p>
<一般事項>	
11.1.3 伸縮調整目地等	<p>*目地の位置 ※表11.1.1 ・ ()</p>
<セメント系による陶磁器質タイル張り>	
11.2.2 材料	<p>*形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等：</p> <p>*役物： ・有 ・無 試験張り： ・有 ※無 見本焼き： ・有 ※無</p>

項目	特記事項
11.2.7 施工	<p><<下地及びタイルごしらえ>></p> <p>*モルタル塗りのコンクリート素地面 ・MCR工法 ・目荒し工法 ・ ()</p> <p>*壁タイル張り工法 外装タイル ・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り</p> <p>[表11.2.3] 内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り</p>
<接着剤による陶磁器質タイル張り>	
11.3.2 材料	<p>*形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等：</p> <p>*役物： ・有 ・無 試験張り： ・有 ※無 見本焼き： ・有 ※無</p>
11.3.4 シーリング材	<p>*外装壁タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材</p> <p>打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地： ※ポリウレタン系 ・ ()</p> <p>伸縮調整目地、その他の目地： ※変成シリコン系 ・ ()</p>
11.3.7 施工	<p>*モルタル塗りのコンクリート素地面 ・MCR工法 ・目荒し工法 ・ ()</p> <p>*壁タイル張りの工法： ※表11.3.2による ⊙図面による ・ ()</p>
<陶磁器質タイル型枠先付け>	
11.4.2 材料	<p>*役物： ・有 ・無 試験張り： ・有 ※無 見本焼き： ・有 ※無</p> <p>*タイル型枠先付け面のせき板 ・6.8.3(b)(2) ・金属製タイル先付け用パネル ・ ()</p>
11.4.3 タイル型枠先付けの種類	<p>*タイル型枠先付けの種類： ・タイルシート法 ・目地樹法 ・栈木法 [表11.4.1による]</p>
■建築編 12章 木 工 事■	
12.1.4 表面仕上げ	<p>仕上げの程度の種類（・A種 ・B種 ・C種）及び適用箇所： ※図面による ・ () [表12.1.1]</p>
12.2.1 木材	<p>*一般事項 含水率 下地材 ※A種 ・B種 造作材 ※A種 ・B種</p> <p>*製材： ※製材の日本農林規格JASによる製材 ・JAS以外の製材 ・ ()</p> <p>部材毎の樹種、寸法、等級、形状、含水率等： ※図面による ・ ()</p> <p>造作材の材面の品質 ※A種 ・B種 [表12.2.2]</p> <p>樹種： 下地材 ※杉、松 ・表12.2.3の代用樹種 ・図面による</p> <p>造作材 ※杉、松、ひのき ・表12.2.4の代用樹種 ・図面による</p> <p>*造作集成材： ・JASによる造作用集成材 ・JAS以外の造作用集成材 ・ ()</p> <p>部材毎の樹種、寸法、化粧薄板の厚さ及び見付け面材の等級等： ※図面による ・ ()</p> <p>*造作用単板積層材： ・JASによる単板積層材 ・JAS以外の単板積層材 ・ ()</p> <p>部材毎の厚さ、表面の品質、防虫処理、含水率等： ※図面による ・ ()</p> <p>*床張り用合板等</p> <p>普通合板 厚さ ※5.5mm ・ () mm 表板の樹種 () 接着の程度 ※1類 ・ ()</p> <p>板面の品質 ※2等以上（広葉樹） ※C-D以上（針葉樹） ・ ()</p> <p>防虫処理 ・行う () ・行わない</p> <p>構造用合板 厚さ ※12mm ・ () mm 接着の程度 ※1類（湿潤箇所を除く） ・ ()</p> <p>表板の樹種 () 等級 ※2級以上 ・ () 強度等級 ()</p> <p>板面の品質 ※C-D以上 ・ () 防虫処理 ・行う () ・行わない</p> <p>※「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。</p> <p>構造用パネルの等級及び厚さ：</p>
12.3.1 防腐・防蟻処理	<p>*下地木材への防腐・防蟻処理 ・処理不要な樹種の製材 ・薬剤の加圧注入 ・薬剤の塗布等 ・ ()</p> <p>*薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 適用部位 () 保存処理性能区分 ()</p> <p>*薬剤の塗布による防腐・防蟻処理 処理の方法 ※12.3.1(3)(ii) ・ ()</p> <p>*ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理 ・行う () ・行わない</p> <p>*表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤は監督職員の承諾するものとする。</p>
12.3.2 防虫処理	<p>*防虫処理： ※行う ・行わない</p>
<RC造等の内部間仕切軸組及び床組>	
12.4.1 木材	<p>*間仕切軸組に用いる木材 ※杉または松 ・ ()</p> <p>*床組に用いる木材（土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太） ※ひのき又は保存処理木材 ・ ()</p> <p>床組に用いる木材（上記以外） ※杉または松 ・ ()</p>
<窓、出入口その他>	
12.5.1 木材	<p>*窓、出入口その他に用いる木材 吊元材、水掛りの下枠、敷居 ※ひのき ・ ()</p> <p>その他 ※松または杉 ・ ()</p>
<窓、床板張り>	
12.6.1 木材	<p>*縁甲板、上がりがまちに用いる木材 ※ひのき ・ ()</p>
<壁及び天井下地>	
12.7.1 木材	<p>*木材 ※杉または松 ・ ()</p>
■建築編 13章 屋根及びとい工事■	
<長尺金属板葺>	
13.2.2 材料	<p>*長尺金属板、板及びコイルの種類 ※JIS G 3322の屋根用コイル（種類： ，記号： ） ・ ()</p> <p>塗膜の耐久性の種類 () めっき付着量 () 厚さ等 ()</p> <p>*下葺材料（釘又はステーブルが打てる下地の場合）</p> <p>・アスファルトルーフィング940</p> <p>・改質アスファルトルーフィング下葺材（・一般タイプ ・複層基材 ・粘着層付タイプ）</p>
13.2.3 工法	<p>*屋根葺形式 () 屋根葺工法 ()</p> <p>*建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ()</p> <p>*雪止め ・設ける ※設けない</p>
<折板葺>	
13.3.2 材料	<p>*折板 型式 ※重ね型 ※はげ締め型 ・ ()</p> <p>山高 () 山ピッチ () 厚さ ()</p> <p>耐力 ・1種 ・2種 ・3種 ・4種 ・5種 材料 ※鋼板製(表13.2.1による) ・ ()</p> <p>*軒先面戸板 ・有 ・無</p>
■建築編 11章 タイル工事■	
11.1.3 伸縮調整目地等	<p>*目地の位置 ※表11.1.1 ・ ()</p>
<セメント系による陶磁器質タイル張り>	
11.2.2 材料	<p>*形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等：</p> <p>*役物： ・有 ・無 試験張り： ・有 ※無 見本焼き： ・有 ※無</p>

一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627		上郷住宅建築工事（第2工区）	図面番号
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印		建築工事特記仕様書 5	No. A-E
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
13.3.3 工法 <粘土瓦葺> 13.4.2 材料	*断熱材張り 種別 () 厚さ () 防火性能 () *建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法 () *粘土瓦の種類： 大きさ： 産地等： ※愛知県産 () *瓦葺きの種類： 雪止め瓦の使用等： *瓦葺き材 材質 ※杉 ※ひのき () 寸法 ※幅21×高さ15 (mm) 以上 () *棟補強用心材 材質 ※杉 ※ひのき () 寸法 ※幅40×高さ30 (mm) 以上 () *下葺材料 (釘又はスチールが打てる下地の場合) ・アスファルトルーフィング [®] 940 ・改質アスファルトルーフィング [®] 下葺材
13.4.3 工法	*建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法： *瓦葺きの留付け工法： *棟の工法 ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし一体棟 ・のし積み棟 ()
<と い> 13.5.2 材料	*といその他の材種：※硬質塩化ビニル管 (VP) ・配管用鋼管 [13.5.1表による]
13.5.3 工法	*防露巻き (鋼管製とい) ※表13.5.5による ()
<一般事項> 14.1.3 工法	■建築編 14章 金属工事■ *あと施工アンカーの引抜耐力の確認。 設計用引張強度：
<表面処理> 14.2.1 ステンレスの表面仕上げ	表面仕上げの種類 ※ヘアライン仕上げ ()
14.2.2 アルミ等の表面処理	*表面処理の種類 ・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種 ・D種 (常温乾燥形の塗装 ()) [14.2.1表による] *陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 () 色合等 ()
14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき <軽量鉄骨天井下地> 14.4.2 材料	*鉄鋼の亜鉛めっきの種類： ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 [表14.2.2] *野縁等の種類 屋内：※19形 ・25形 屋外：・19形 ※25形 [表14.4.1]
14.4.3 形式及び寸法	*屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔： ○ (900) mm ・図面による *屋外の野縁間隔： ○ (300) mm ・図面による
14.4.4 工法	*ダクト等によってボルトの吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法：図面による *天井のふとところが1.5m以上の場合の補強方法： ○ 14.4.4(h) (1)、(2)による () *天井のふとところが3mを超える場合の補強方法：図面による *耐震性を考慮した補強：図面による *耐風圧性の補強 (屋外軒天井、ピロティ天井等)：図面による
<軽量鉄骨壁下地> 14.5.3 形状及び寸法	*スタッド、ランナーの種類： ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※表14.4.1による () *スタッド 高さが5.0mを超える場合 ()
<金属成型板張り> 14.6.2 材料	*金属成型板 種別 () 表面処理 ()
14.6.3 工法	*取付け用下地 ※4節 軽量鉄骨天井下地による () *長尺ものの温度変化に対する伸縮調整継手 ・設ける () ・設けない
<アルミニウム製笠木> 14.7.2 材料	*主な構成部材による種類 ○250形 ・300形 ・350形 [表14.7.1] *笠木本体の材料の表面処理 (B-2)
14.7.3 工法	*建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法等： (間隔： 、固定方法： 、その他：)
<手すり及びタラップ> 14.8.2 手すり	*材料 (図面による)
14.8.3 タラップ	*材料 (図面による) *表面処理の種類 亜鉛めっき ※表14.2.2のC種 () ステンレス ※研磨等の仕上げを行わない ()
<モルタル塗り> 15.2.2 材料	■建築編 15章 左官工事■ *既製目地材：・使用する (形状：) ・使用しない
15.2.5 工法	*床の目地： ○設置する ・設置しない 工法 () ※押し目地 (割付け間隔縦横1.8m程度 (室内)、3.6m程度 (廊下)) 1,000内外 *外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ※行わない
<床コンクリート直均し仕上> 15.3.1 適用範囲 <セルフレベリング材塗り> 15.4.2 材料 <仕上げ塗材仕上げ> 15.5.2 材料	*適用範囲： ※図面による () *セルフレベリング材の種類及び品質 ・せっこう系 ※セメント系 [表15.4.1] *箇所毎の仕上塗材の種類、仕上げの形状、工法： ※図面による () [表15.5.1] *内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材 ・使用する () ・使用しない *複層仕上塗材の耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形 () 種 *複層仕上塗材の上塗材 樹脂 ※アクリル系 ・シリカ系 ・ポリアクリル系 ・アクリルシリコン系 ・フッ素系 [表15.5.2] 溶媒 ※水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 外観 ※つやあり ・つやなし ・マット *防火材料の指定 ・有 ・無 *外装厚塗材Si、外装厚塗材Eの上塗材 ・適用する ・適用しない *外装厚塗材Cの上塗材 (セメント系以外の場合) ()
15.5.4 下地処理	*ALCパネルの内壁目地部の形状 ※V形目地付き ()
15.5.7 所要量等の確認	*所要量等の確認： ※表15.5.4による ()

項目	特記事項															
<マスチック塗材塗り> 15.6.2 マスチック塗材塗り	*種別 ・A種 ・B種 仕上げ塗り ・有 (種類：) ・無 [表8.5.1]															
15.8.3 配合及び密度等	*仕上げ吹付け厚さ () mm ■建築編 16章 建具工事■															
<一般事項> 16.1.3 防火戸	*防火戸の指定 ※図面による *自動閉鎖機構及び防火戸と煙感知器等との連動： ・する ※しない															
16.1.4 見本の制作等	*建具見本の制作 ・有 ※無 特殊な建具の仮組 ・実施する ・実施しない															
16.1.6 その他	*開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の使用箇所： ※玄関錠前 ・面格子 ※接階バルコニー側															
<アルミニウム製建具> 16.2.2 性能及び構造	*耐風圧性の等級： ※ S-4 ・ S-5 ※ S-6 (適用箇所： 5 階以上) 気密性の等級： ※ A-3 ・ A-4 水密性の等級： ※ W-4 ・ W-5 色彩等の種類： ※ シルバー ・ブロンズ () [表16.2.1] *防音サッシ及び断熱サッシの種類及び等級： *防音ドアセット、防音サッシ ・適用する (遮音性等級：) ・適用しない ・図面による *断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する (遮音性等級：) ・適用しない ・図面による *耐震ドアセット ・適用する (面内変形追随性の等級：) ・適用しない ・図面による															
16.2.3 材料	*網戸 防虫網： ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製															
16.2.4 形状及び仕上げ	*建具の枠の見込み寸法 ※表16.2.1 (外部に面する建具) () mm ・図面による *構造：網戸用レールは、一般網戸対応型とする。 *アルミニウムの表面処理の種類： ・A-1種 ※B-1種 ・C-1種 ・A-2種 ・B-2種 ・C-2種 標準色・特注色の別等： *結露水の処理方法 ・図面による ・製作所の仕様による ()															
16.2.5 工法 <樹脂製建具> 16.3.2 性能及び構造	*水切り板、ぜん板等：図面による *耐風圧性の等級： ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 (適用箇所： 階以上) 気密性の等級： ・ A-4 水密性の等級： ・ W-4 ・ W-5 *外部に面する建具の種類 ・A種 ・B種 ・C種 () ・図面による [表16.3.1] *外部に面しない建具 (耐風圧性： 気密性： 水密性：) ・図面による *防音ドアセット、防音サッシの適用及び遮音性の等級： *外部に面する建具の種類 ・T-A種 ・T-B種 ・適用しない ・図面による [表16.3.2] *断熱ドアセット、断熱サッシの適用及び断熱性の等級： *外部に面する建具の種類 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C ・適用しない ・図面による															
16.3.3 材料	*ガラス ※複層ガラス ・単層ガラス ・三重ガラス ()															
16.3.4 形状及び仕上げ	*建具の枠の見込み寸法 () mm ・図面による *表面色 ・標準色 ・特注色															
<鋼製建具> 16.4.2 性能及び構造	*耐風圧性、気密性、水密性、遮音性、断熱性、面内変形追随性等の等級、種別： S-4、A-3、 () *簡易気密型ドアセットの性能等級 ※表16.4.1による ()															
16.4.3 材料	*鋼板の適用 ・JIS G 3302による (めっき付着量 ※Z12又はF12 ()) ・JIS G 3317による (めっき付着量 ※Y08 ())															
16.4.4 形状及び仕上げ <鋼製軽量建具> 16.5.2 性能及び構造	*鋼板類の厚さ ・表16.4.2による (区分・使用箇所・厚さ：) ・図面による *簡易気密型ドアセット (気密性：A-3) ・適用する ・適用しない ・図面による () *ビニル被覆鋼板 ・適用する ・適用しない ・図面による () *カラー鋼板 ・適用する ・適用しない ・図面による () *召合せ、縦小口包み板等 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金															
16.5.4 形状及び仕上げ <ステンレス製建具> 16.6.2 性能及び構造	*鋼板類の厚さ ※表16.5.1による (区分・使用箇所・厚さ：) ・図面による *建具の性能及び構造： 建具の性能： *ステンレス鋼板： ※SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・SUS430 ()															
16.6.3 材料	*表面仕上げ ※HL ()															
16.6.4 形状及び仕上げ	*曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ															
16.6.5 工法 <木製建具> 16.7.2 材料	*内装ドアについては「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。 *含水率 ・A種 ※B種 ・C種 *フラッシュ戸の表面材の合板の種類及び品質等 ※ 16.7.2(b) (1) (i)～(iii) ()															
	<table border="1"> <tr> <td>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</td> <td>上郷住宅建築工事 (第2工区)</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</td> <td>建築工事特記仕様書 6</td> <td>No. A-F</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H28年3月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事 (第2工区)	図面番号	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 6	No. A-F	検 図	製 図	設 計			H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事 (第2工区)	図面番号														
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 6	No. A-F														
検 図	製 図	設 計														
		H28年3月														
愛知県建設部建築局公営住宅課																

項目	特記事項
16.7.3 形状及び仕上げ	*かまち戸の樹種 かまち ・ () ・ 図面による 鏡板 ・ () ・ 図面による *ふすまの上張りの種類 ・ () ・ 図面による *枠及びくつずりの材料 枠 ・ () ・ 図面による くつずり ・ () ・ 図面による *ふすまの品質及び性能：図面によるほか、「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。
16.7.4 工法	*フラッシュ戸 表面板の厚さ ※表16.7.6による ・ () mm *かまち戸の見込み寸法 ※36mm ・ () mm *ふすまの見込み寸法 ※19.5mm ・ () mm *戸ぶすまの見込み寸法 ※30mm ・ () mm *紙張り障子の見込み寸法 ※30mm ・ () mm
<建具用金物> 16.8.2 材質、形状及び寸法	*金物の種類及び見え掛り部の材質 ※表16.8.1による ・ () 表16.8.1中の*印の適用並びに備考中の特記について ※図面による ・ () *各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前： ※図面による ・ () *各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザーの品質及び性能： ※図面による ・ ()
16.8.3 取付け施工	*握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ○図面による ・ ()
16.8.4 鍵	*各住戸玄関扉用錠前の種別： ※図面による ・ マタン付シリンダー面付箱錠 ・ シリンダー彫込箱錠(・(a)(1)(i) ・(a)(1)(ii)) ・ () *その他錠前の種別： ・ マタン付シリンダー面付箱錠 ・ シリンダー彫込箱錠(・(a)(1)(i) ・(a)(1)(ii)) ・ () *タンブラー類の本数： ※6本以上 ・ () *鍵の本数： ※扉1箇所につき3本1組 ・ () *キーは、アクリル製室名札をつけ、スチール製箱に収納して提出する。 * マスターキーは、共用部のみで使用でき、各住戸の玄関戸では使用できないものとする。 *コンストラクションキー装置： ※取付ける ・ 取付けない *マスターキー ○製作する() ・ 製作しない *鍵： ※図面による ・ 3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱： ・ 要 ・ 不要 *引違い戸、引違い窓 鍵違いの種類： ・ () 種類 ・ 6種類以上 ・ 図面による
<自動ドア開閉装置> 16.9.2 性能	*スライディングドア用自動ドア開閉装置の性能値 ・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ DSLD-1 ・ DSLD-2 ・ () *スイングドア用自動ドア開閉装置の性能値 ・ SWD-1 ・ SWD-2 ・ ()
16.9.3 機構	*戸の開閉方法 ※図面による ・ () *センサーの種類 ・ マット ・ 光線(反射) ・ 熱線 ・ 音波 ・ 光電 [表16.9.3] ・ 電波 ・ タッチ ・ 押しボタン ・ ペダル ・ 多機能トイレ 凍結防止措置 ・ 要 ・ 不要
<自閉式上吊り引戸装置> 16.10.3 性能等 <重量シャッター> 16.11.2 形状及び機構	*自閉式上吊り引戸装置の性能 ※表16.10.1による ・ () *シャッター種類 ・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 防煙シャッター ・ 図面による *耐風圧強度(管理用シャッター、外壁用防火シャッター) () *開閉機能による種類 ※上部電動式(手動併用) ・ 上部手動式 *シャッターケース(外壁用防火シャッター、屋内用防火シャッター及び防煙シャッター以外の場合) ・ 設置する ・ 設置しない
16.11.3 材料	*スラット及びシャッターケース用鋼板 種類 () めつき付着量 ※Z12またはF12 ・ ()
<軽量シャッター> 16.12.2 形状及び機構	*開閉形式 ※手動式 ・ 上部電動式(手動併用) 耐風圧強度 ()
16.12.3 材料	*スラットの材質及びめつき付着量 ・ JIS G 3312 (付着量 ※Z06又はF06 ・ ())
16.12.4 形状及び仕上げ <オーバーヘッドドア> 16.13.2 形状及び機構	*スラットの形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 *セクション材料による区分 ※スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ *耐風圧性能(JIS A 4715) () 開閉方式 ※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式 *収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形
16.13.3 材料 <ガラス> 16.14.2 材料	*ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 *ガラスの種別及び厚さ：図面による *ガラス留め材 ・ シーリング材 ・ ガスケット(・グレイジングチャンネル形 ・グレイジングビード形)
16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等	*溝の大きさ ※表16.14.1による(アルミウム・鋼・ステンレス製建具) ・ ()
16.14.4 工法	*熱線反射ガラスの映像調整 ()
16.14.5 ガラスブロック積み	*材料 ガラスブロック 表面形状 () 呼び寸法 () 厚さ () 壁用金属枠 () 補強材 () 力骨 材質 ※ステンレス鋼 ・ () 寸法 ※径5.5mm ・ () 形状 ※はしご形複筋及び単筋 ・ () 化粧目地モルタルの色 () シーリング材の種類 () 金属製化粧カバー 材質 () 寸法 () 形状 () *工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 () 目地幅 平積み () mm 曲面積み () mm 伸縮調整目地 幅：() mm 位置：@ () m以下ごと 目地部の力骨の補強方法 ※ガラスブロック製造所の仕様による ・ ()
<一般事項> 18.1.3 材料 <素地ごしらえ> 18.2.2 木部の素地ごしらえ	■建築編 18章 塗装工事■ *防火材料の指定 ・ 有 () ・ 無 *透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別 ・ A種 ※B種 ・ () [17.2.1表による] 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別 ※A種 ・ B種 ・ () [17.2.1表による]

項目	特記事項												
18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ	*鉄鋼面の素地ごしらえの種別 ・ A種 ・ B種 ※C種 [17.2.2表による]												
18.2.4 亜鉛めっき面素地ごしらえ	*亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別 ・ A種 ・ B種 ※C種 [17.2.3表による]												
18.2.5 モルタル面等の素地ごしらえ	*種別 ・ A種 ※B種												
18.2.6 コンクリート面等の素地ごしらえ	コンクリート面の素地ごしらえの種別： ・ A種 ※B種 [表18.2.5] ALCパネル面の素地ごしらえの種別： ・ A種 ※B種 [表18.2.5] ただし耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による												
18.2.7 ボード面等の素地ごしらえ	目地工法が継目処理工法のせつこうボードの素地ごしらえの種別： ※A種 ・ B種 [表18.2.7] その他のボード類の素地ごしらえの種別： ・ A種 ※B種 [表18.2.7]												
<錆止め塗料塗り> 18.3.2 塗料種別	*亜鉛めっき鋼面錆止め塗料 ※A種 ・ B種 ・ C種 [表18.3.2] ただし、つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合はC種とする												
18.3.3 錆止め塗料塗り	*見え掛り部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・ B種 [表18.3.3] 見え隠れ部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・ A種 ※B種 [表18.3.3] *鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・ B種 [表18.3.4] その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・ A種 ※B種 [表18.3.4]												
<合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)> 18.4.2 塗料の種類	*塗料の種類 ※1種 ・ 2種												
18.4.3 木部SOP塗り	*種別 屋外 ※A種 ・ B種 屋内 ・ A種 ※B種 [表18.4.1]												
18.4.4 鉄鋼面SOP塗り <クリヤラッカー塗り(CL)> 18.5.2 クリヤラッカー塗り <アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)> 18.6.2 NAD塗り	*種別 ・ A種 ※B種 [表18.4.2] *クリヤラッカー塗りの工程の種別： ・ A種 ※B種 [表18.5.1] *種別 ・ A種 ※B種 [表18.6.1]												
<耐候性塗料塗り(DP)> 18.7.2 鉄鋼面DP塗り	*上塗り塗料の等級 ・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 [表18.7.1]												
18.7.3 亜鉛めっき鋼面DP塗り	*上塗り塗料の等級 ・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 [表18.7.2]												
18.7.4 コンクリート面等DP塗り <つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)> 18.8.2 コンクリート面等EP-G塗り	*種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [表18.7.3] *種別 ・ A種 ※B種 [表18.8.1]												
18.8.4 鉄鋼面EP-G塗り <合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)> 18.9.2 EP塗り <合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T)> 18.10.2 コンクリート面等EP-T塗り <ウルタン樹脂ニス塗り(UC)> 18.11.2 UC塗り <フッ素エナメル塗り(LE)> 18.12.2 LE塗り <木材保護塗料塗り(WP)> 18.14.2 木材保護塗料塗り	*種別 ・ A種 ※B種 [表18.8.3] *種別 ・ A種 ※B種 [表18.9.1] *種別 ・ A種 ※B種 [表18.10.1] *種別 ・ A種 ※B種 [表18.11.1] *種別 ・ A種 ※B種 [表18.12.1] *種別 ・ A種 ※B種 [表18.14.1]												
■建築編 19章 内装工事■													
<一般事項> *水掛け範囲： ※図示による ・ () [図19.1.1]													
<ビニル床シート等張り> 19.2.2 材料	*ビニル床シート 種類 ※FS ・ () 色柄 () 厚さ ※2.0mm () *ビニル床タイル 種類 () 厚さ ※2.0mm ・ () *特殊機能床材 帯電防止床シート 種類 () 厚さ () 帯電防止床タイル 種類 () 厚さ () 視覚障害者用床タイル 種類 () 形状 () () 耐動荷重性床シート 種類 () 厚さ () () 防滑性床シート、床タイル 種類 () 厚さ () *ビニル幅木 厚さ ※1.5mm ・ () 高さ ※60mm ・ () *ゴム床タイル 種類 () 厚さ () *接着剤(施工箇所の下地がセメント系及び木質系以外の場合)：												
19.2.3 施工	*19.2.3(a)(1)~(3)以外の下地の工法 () *熱溶接工法 ※適用する ・ 適用しない												
<カーペット敷き> 19.3.3 材料	*織じゅうたん 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 織り方 () [表19.3.1] パイルの形状 () 帯電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・ () *クワットカーペット パイルの形状 () パイル長 () *ニードルパンチカーペット 厚さ () *タイルカーペット 種類 ※第一種 ・ 第二種 パイルの形状 ※ループパイル ・ () 寸法 ※500mm角 ・ () 総長さ ※6.5mm ・ () *下敷き材 ※JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種2号、呼び厚さ8mm ・ () *取付け用付属品 見切り材 材質 () 種類 () 形状 ()												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</td> <td style="text-align: center;">上郷住宅建築工事(第2工区)</td> <td style="text-align: center;">図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</td> <td style="text-align: center;">建築工事特記仕様書7</td> <td style="text-align: center;">縮尺 No. A-G</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H28年3月</td> <td style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627		上郷住宅建築工事(第2工区)	図面番号	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印		建築工事特記仕様書7	縮尺 No. A-G	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627		上郷住宅建築工事(第2工区)	図面番号										
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印		建築工事特記仕様書7	縮尺 No. A-G										
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課										

項目	特記事項
19.3.4 工法	*タフテッドカーベットの工法 ・グリッパー工法 ・全面接着工法 *タイルカーベットの敷き方 平場 ※市松敷き ・ () 階段 ※模様流し ・ ()
<合成樹脂床> 19.4.3 工法	*仕上げの種類 (弾性ウレタン樹脂系) ※平滑 ・防滑 ・つや消し [表19.4.4] *仕上げの種類 (エポキシ樹脂系) (・平滑 ・防滑) ・薄膜流し展べ ・厚膜流し展べ ・樹脂モルタル
<フローリング張り> 19.5.2 材料	*天然木化粧複合フローリング: ・A種 (積層フローリング) ・B種 (ベニヤフローリングB種) ・C種 (ベニヤフローリングC種) ・D種 (ベニヤフローリングD種) *特殊加工化粧複合フローリング: ・使用する (表面材:) ※使用しない
19.5.3 工法一般	*工法: ・釘留め・根太張り工法 ・釘留め・直張り工法 ・釘留め・発泡プラスチック系床下地張り工法 ・釘留め・乾式遮音二重床下地材張り工法 ・接着工法
19.5.4 釘留め工法	*フローリング及び複合フローリングの樹種: ※なら ・ () 複合フローリングの種類: ・A種 ・B種 ※C種 (根太張り工法の防湿処理 ・有 ・無) *発泡プラスチック系床下地張り工法の場合のフローリングの種類: ・19.5.2(a) ・19.5.2(b)
19.5.5 接着工法	*樹種 ※なら ・ () *モザイクパーケット 樹種 () 厚さ () 大きさ () *裏面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート ・ ()
19.5.6 現場塗装仕上げ	*塗装 ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステン塗りの上ワックス塗り ・生地そのままワックス塗り
19.6.2 材料	A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914 (建築畳床) に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形 (厚み50) を使用する。 1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905 (繊維板) に規定するタタミボードとする。 2) 畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511 (発泡プラスチック保温材) の4.6の方法で試験して、密度が2.7kg/m ³ 以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものと する。 3) 畳床に使用する裏面材 (防湿シート) は、JIS P3401 (クラフト紙) に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。 4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5) 縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔 (cm): 8.5以下 縫い目又は横糸間隔 (cm): 5以下 6) 畳床の構造は下図を標準とする。 C. 畳へりはJIS L3108 (畳へり地) によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾75mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914 (建築畳床) 附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902 (畳) 附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含まないものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902 (畳) の規定による。 *種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (畳床の記号:) [表19.6.1]
19.6.3 工法	A. 製作及び敷き込み 1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 2) 畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。 3) 畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。 4) 畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル系糸の畳用返しボードとする。 5) 敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級 C. 畳焼け防止の措置をする。 D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。
<せっこうボード等張り> 19.7.2 材料	*種類 (図面による) 厚さ (図面による) その他 (図面による) *普通合板 表面の樹種 生地そのまままたは透明塗料塗りの場合 ※ラワン程度 ・ () 不透明塗料塗りの場合 ※しな程度 ・ () 板面の品質 () 厚さ () 接着の程度 () 防虫処理 ・行う () ・行わない
19.7.3 工法	*天然木化粧合板 化粧板の樹種名 () 接着の程度 () 厚さ () 防虫処理 ・行う () ・行わない *特殊加工化粧合板 化粧加工の方法 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・ () 表面性能 () 接着の程度 () 厚さ () 防虫処理 ・行う () ・行わない *遮音シール材 (軽鉄下地ボード遮音壁) ・アクリル系 ・ウレタン系 ・ジョイントコンパウンド (JIS A 6914)
19.7.3 工法	*下地 ・軽量鉄骨下地 ・木造下地 ・ () *合板類の張付け種別 ・A種 ※B種 [表19.7.3] *せっこうボードの目地工法の種類 ・継目処理工法 ・突付け工法 ・目透し工法 [表19.7.5]
<壁紙張り> 19.8.2 材料	*壁紙の種類: ・図面による ・ () 防火性能: ・図面による ・ ()
19.8.3 施工	*素地ごしらえ モルタル及びプラスター面 ・A種 ※B種 コンクリート面 ・A種 ※B種 せっこうボード面 ・A種 ※B種
<断熱・防露> 19.9.2 断熱材打込み工法	*材料 (JIS A 9521 建築用断熱材) ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 種類 () 厚さ ()

項目	特記事項															
19.9.3 断熱材現場発泡工法	*種類 (建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (難燃性)) ※A種1 ・A種2 ・A種3 ・B種 *吹付け厚さ () mm															
<発泡プラスチック系床下地張り工法> 19.10.1 材料	*発泡プラスチック系下地材の遮音性能及び厚さ: <乾式遮音二重床下地張り工法> 19.11.1 材料															
<内装プレハブ工法> 19.12.1 適用範囲	*乾式遮音二重床下地材の遮音性能: *パーティクルボードの厚さ: *捨て張り合板の厚さ: *内装プレハブ工法: 「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による															
19.12.2 材料	*材料: ※図面による ・ () *鋼板の表面処理: ■建築編 20章 ユニットの工法■															
<ユニット工事等> 20.2.2 フリーアクセスフロア	*材料等 フリーアクセスフロア及び表面仕上げ材 寸法 ※図面による ・ () フリーアクセスフロア高さ () 耐震性能 () 所定荷重 () 帯電防止性能 () 漏えい抵抗 () 試験方法 耐荷重性能 ※20.2.2(b)(2)(i) ・ () 耐衝撃性能 ※20.2.2(b)(2)(ii) ・ () 耐燃性能 ※20.2.2(b)(2)(iii) ・ () 耐燃焼性能 ※20.2.2(b)(2)(iv) ・ () 寸法精度 ※20.2.2(b)(5)による ・ ()															
20.2.3 可動間仕切	*材料等 構造形式による種類 () 構成基材の種類 () 遮音性 () パネル表面仕上げ () パネル内に取り付ける建具 ・寸法 () 形状 () ・図面による															
20.2.4 移動間仕切	*材料等 パネルの操作方法による種類 () パネル表面材 ・ (材質 仕上げ) *性能等 パネル圧接装置の操作方法 () 遮音性 () バックレール取付け下地の補強 ※20.2.4(c)(3)による ・ () *工法 あと施工アンカー 材質 () 寸法 () その他 ()															
20.2.5 トイレブース	*材料 パネル表面材 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 脚部 ※幅木タイプ ・ ()															
20.2.6 階段滑り止め	*材種 (図面による) 形状 (図面による) 寸法 (図面による) *取付け工法 ※接着工法 ○埋込み工法															
20.2.8 黒板及びホワイトボード	*黒板 種類 ※焼付け ・ () 色 ※緑 ・ ()															
20.2.9 鏡	*厚さ ※5mm ・ ()															
20.2.10 表示	*衝突防止表示 対人衝突防止表示 (ガラススクリーン) 形状 () 寸法 () 材質 () *非常用出入口等 ・表示する ・表示しない ・図面による *室名札、ビクトグラム、案内板等の形状、材質、寸法、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等 ※図面による ・ ()															
20.2.11 煙突ライニング	*材料 煙突用成形ライニング材 ・ゾノライト系けい酸カルシウムライニング材 ・心材付き繊維積層ライニング材 適用安全使用温度 () ℃															
20.2.12 ブラインド	*材料 形式 ・横型 ・縦型 横型ブラインド 種類 ※ギヤ式 ・ () 幅 () 高さ () スラット幅 ※25mm ・ () スラットの材質 ※アルミニウム合金 ・ () ヘッドボックス及びボトムレールの材質 ※鋼製 ・ () 縦型ブラインド 幅 () 高さ () 開閉方式 () スラット幅 () mm 操作方法 ※2本操作コード方式 ・ ()															
20.2.13 ロールスクリーン	*操作方式 () 幅 () mm 高さ () mm *材種 () 品質 () その他 () *巻取りパイプ、ヘッドバー、操作コード、又は操作チェーンその他材料 ※製造所の仕様による ・ ()															
20.2.14 カーテン及びカーテンレール	*形式、付属金物等 種類 ・シングル ・ダブル 形式 ・片引き ・両引き ・ () 開閉操作方法 () *きれ地 種別 () 品質 () 特殊加工 () その他 () レール、ブラケット 強さによる区分 ※10-90 ・ () カーテンレール 材料による区分 ※アルミニウム ※アルミニウム合金の押出し成型材 仕上げ ※アルマイト ・ () 形状 ※角型 ・ () *工法 ひだの種類 ・フランスひだ ・箱ひだ ・つまみひだ ・プレーンひだ ・片ひだ 暗幕用カーテンの重なり 両端 ※300mm以上 ・ () 上部 ※300mm以上 ・ () 召合せ ※300mm以上 ・ ()															
	<table border="1"> <tr> <td>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</td> <td>上郷住宅建築工事 (第2工区)</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</td> <td>建築工事特記仕様書 8</td> <td>No. A-H</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H28年3月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事 (第2工区)	図面番号	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 8	No. A-H	検 図	製 図	設 計			H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事 (第2工区)	図面番号														
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 8	No. A-H														
検 図	製 図	設 計														
		H28年3月														
愛知県建設部建築局公営住宅課																

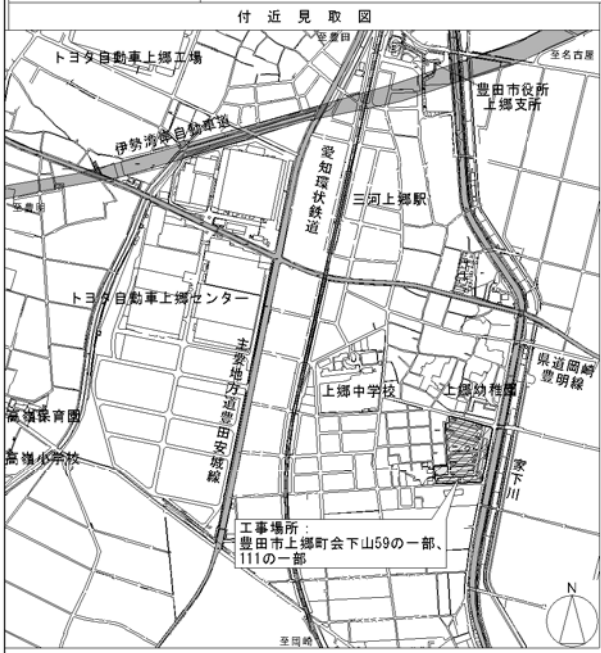
特記仕様書	項目	特記事項
20.2.15	浴室ユニット	*種類：○図面による ・（ ） 形状：・図面による ・（ ） 寸法：○図面による ・（ ） 材質：・図面による ・（ ）
20.2.16	キッチンキャビネット	*キッチンキャビネットの品質、性能： ○図面による ・製造所の仕様による *キッチンキャビネットの種類：※セクショナルキッチン ・システムキッチン キッチンキャビネットの寸法、材質、付属部品：図面による
20.2.17	郵便受箱	*郵便受箱の形状、寸法：図面による 材質：ステンレス製 *手すりユニットの品質及び性能： ・図面による ・製造所の仕様による *廊下用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 バルコニー用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 窓用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 *手すりユニットの形状、寸法：図面による *手すりユニットの躯体への支持方法の種類：図面による * 風の影響による音の発生が想定される場合には、中間支持材を入れる等の対応をする。
20.2.19	補助手すり	*補助手すりの品質及び性能： ○図面による ・製造所の仕様による *補助手すりの形状、寸法、材質：図面による
<プレキャストコンクリート工事>		
20.3.2	材料	*補強鉄線の径 ※3.2mm以上 ・（ ） mm
20.3.3	製作	*調合 コンクリートの設計基準強度 ※水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m ³ を満たす調合強度 ・（ ） *鉄筋の組立 配筋 ※配筋を定めた計算書による（監督職員へ提出する） ・（ ）
20.3.4	養生その他	*取付け方法 ※図面による ・（ ）
<間知石及びコンクリート間知ブロック積み>		
20.4.2	材料	*間知石 材種（ ） *コンクリート間知ブロック 種類（ ） 質量区分（ ）
20.4.3	工法	*間知石積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り（ ） 伸縮調整目地 材種（ ） 厚さ（ ） mm *コンクリート間知ブロック積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り（ ） 伸縮調整目地 材種（ ） 厚さ（ ） mm
<屋外雨水排水>		
21.2.1	材料	■建築編 2 1 章 排水工事■ *材種、管の種類、呼び径等： ○図面による *材種・種類：・遠心力鉄筋コンクリート管 ○硬質ポリ塩化ビニル管（○VP ・VU ・RS-VU） ・硬質ポリ塩化ビニル管継手 *呼び径（図面による）mm *マンホール側塊の形状、寸法： ○図面による ・（ ） *排水柵の種類等： ○図面による ・（ ） *排水柵ふたの種類等： ○図面による ・（ ） * 鋳鉄製ふたの場合 名称、種類、適用荷重： ○図面による ・（ ） *グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ等： ○図面による ・（ ） *地業材料 ※21.2.1(g) (1)、(2)による ・（ ） *コンクリート： ※6章14節[無筋コンクリート]による ・（ ） 設計基準強度： ※18N/mm ² ・（ ） *凍上抑制層の材料（ ） *砂の粒度試験 ・行う ・行わない *埋戻し材料種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土
21.2.2	施工	*遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類： ○図面による ・（ ） *硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類： ○図面による ・（ ） 継手： ※接着剤 ・ゴム輪 *車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による
<街きよ、縁石及び側溝>		
21.3.1	材料	*コンクリート縁石の形状、寸法等： ○図面による ・（ ） 側溝の形状、寸法等： ・図面による ・（ ） *地業の材料： ・図面による ・4.6.2(a)による ・（ ）
21.3.2	施工	*砂利地業の厚さ： ○100mm ・図面による ・（ ）
<路床>		
22.2.2	路床の構成及び仕上り	■建築編 2 2 章 舗装工事■ *路床 (1) 凍上抑制層 ・適用する（厚さ： ） ※適用しない (2) 透水性舗装に用いるフィルター層 ※適用する（厚さ： ） ・適用しない (3) 路床安定処理 ・適用する 方法：（ ） ※適用しない
22.2.3	材料	*盛土種別： ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・発生土の中の良質土 [表3.2.1] *砂の粒度試験： ・実施する ・実施しない *路床安定処理用材料： ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 *ジオテキスタイル： ・適用する（品質： ） ・適用しない
22.2.5	試験	*路床土の支持力比（CBR）試験： ・実施する ・実施しない *路床締固め度試験： ・実施する（埋戻し及び盛土部は原則実施） ・実施しない *現場CBR試験： ・実施する ・実施しない
<路盤>		
22.3.2	路盤の厚さ及び仕上り	*路盤の厚さ： ・図面による ・（ ）
22.3.3	材料	*路盤材料： ※ RC-40（透水性舗装除く） ・C-40 ・CS-40 ・（ ） [表22.3.2]
<アスファルト舗装>		
22.4.2	舗装の構成及び仕上り	*アスファルト舗装の構成及び厚さ： ○図面による ・（ ） *平坦性： ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・（ ）
22.4.4	配合その他	*表層の加熱アスファルト混合物等の種類： ・密粒度アスファルト混合物(13) [表22.4.4] ・細粒度アスファルト混合物(13)

項目	特記事項						
	※再生密粒度アスファルト混合物(13) ・再生細粒度アスファルト混合物(13) ・粗粒度アスファルト混合物(20) ※再生粗粒度アスファルト混合物(20)						
22.4.5	施工 *シーコート施工 ・行う ※行わない						
22.4.6	試験 *アスファルト混合物等の抽出試験： ・実施する ※実施しない						
<コンクリート舗装>							
22.5.2	舗装の構成及び仕上り *コンクリート舗装等の構成及び厚さ、寒冷地の縁部立上り寸法等：※図面による ・（ ）						
22.5.3	材料 *コンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法： ○図面による ・表22.5.1による ・（ ） *寒冷期施工で早強セメントを用いる場合のコンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法： 図面による *注入目地材： ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ [表22.5.2]						
22.5.4	施工 *コンクリート版の目地の種類及び間隔： ・図面による ・表22.5.3による目地を設ける ・（ ） *目地の構造： ・図面による ・図22.5.1による ・（ ）						
<カラー舗装>							
22.6.2	舗装の構成及び仕上り 車道部の基層の適用： ※適用する ・適用しない *種類： ・加熱系 ・常温系 *加熱系カラー舗装の構成及び厚さ： ※図面による ・（ ） *常温系カラー舗装 着色部の下部： ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装						
22.6.3	材料 *加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石： ・図面による ・（ ）						
22.6.4	配合その他 *加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用の場合の顔料の添加量： *ニート工法、塗布工法の配合等：						
<透水性アスファルト舗装>							
22.7.2	舗装の構成及び仕上り *舗装構成： ※図面による ・（ ） 平坦性：※著しい不陸がないこと ・（ ）						
<ブロック系舗装>							
22.8.2	舗装の構成及び仕上り *コンクリート平板舗装の目地材 ※砂 ・モルタル *舗石舗装の基層 ・アスファルト混合物 厚さ ※50mm ・（ ） ・コンクリート版 厚さ ※70mm ・（ ） *平坦性 ※平板等間の段差3mm以内 ・（ ）						
22.8.3	材料 *コンクリート平板 種類： ※N300 ・（ ） 寸法： ・（ ） ・図面による *インターロッキングブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 車道部： ※曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm ・（ ） ・図面による 歩道部： ※曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm ・（ ） ・図面による *舗装に用いる石材の種類、形状、寸法： ・図面による ・（ ） *ジオテキスタイル ・適用する（品質 ） ※適用しない						
<砂利敷き>							
22.9.2	材料 *種別 通路： ※A種 ・B種 建物周囲その他： ・A種 ※B種 [表22.9.1]						
<ウォール・擁壁>							
23.6.2	一般事項 *支持力試験： ・実施する（方法： ） ※実施しない *石材の種類： *裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ：図面による *水抜きパイプの口径： ※75 ・100 *水抜きパイプの設置条件： 3㎡に1カ所以上						
[表3.2.1]							
23.6.6	石積（張）擁壁 *材 料 割 石： ・花こう岩（規格： ） ・安山岩（規格： ） 雑割石： ・花こう岩（規格： ） ・安山岩（規格： ） *工法一般 目地仕上げ方法（雑割石積み、野面石積みの練積みの場合）：（ ） *水抜きパイプの口径： ※75 ・100						
<修景施設>							
23.7.3	四つ目垣						
<遊戯施設及びサービ施設>							
23.8.2	一般事項 *柱の防腐処理： *木材の防腐処理方法： メーカー仕様による *木材の防腐剤： *遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域： ・図面による ・（ ）						
23.8.3	遊具組立設置 *材 料 コンクリート工作物の品質： ※図面による ・（ ） 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種など：※図面による ・（ ） 木材その他の工作物の木材の規格、樹種など：※図面による ・（ ） 切石などの仕上げ：※図面による ・（ ）						
<管理施設>							
23.9.2	柵 工 *材 料 ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等：図面による ひし形金網の種類、寸法等：図面による						
<建築施設組立>							
23.10.2	自転車置場 *材 料 品質、及び性能：図面による 材質、収納台数：図面による						
23.10.3	物置ユニット *主要部材の材質：図面による *強度区分の種類： ・120型 ・300型 ・450型 ・図面による 寸法、形状等：図面による						
	<table border="1"> <tr> <td>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</td> <td>上郷住宅建築工事（第2工区）</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</td> <td>建築工事特記仕様書 9</td> <td>No. A-I</td> </tr> </table>	一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事（第2工区）	図面番号	一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 9	No. A-I
一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627	上郷住宅建築工事（第2工区）	図面番号					
一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印	建築工事特記仕様書 9	No. A-I					
	<table border="1"> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H28年3月</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課				

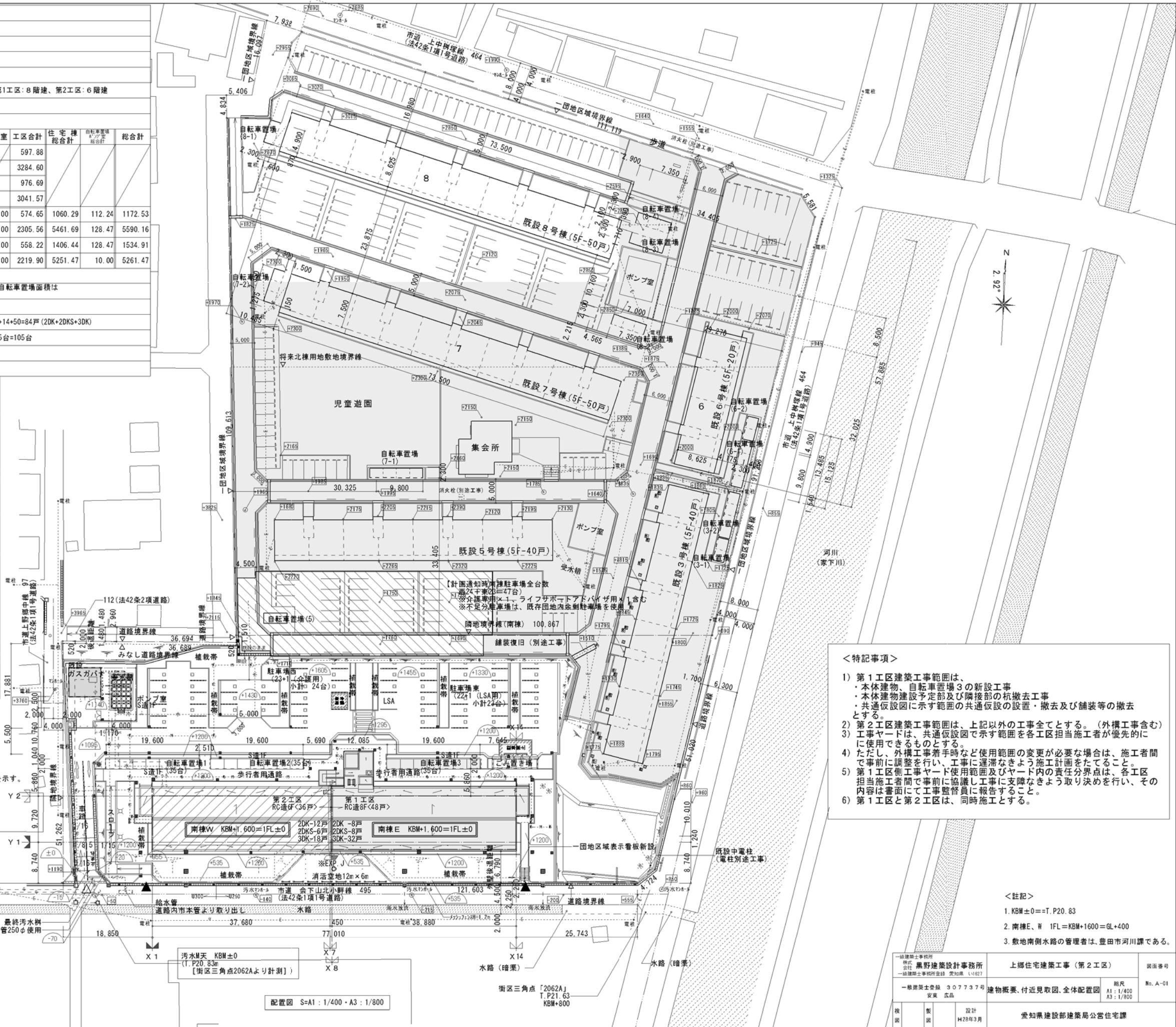
項目	特記事項																																		
<p><グラウンド舗装> 23.11.2 一般事項</p> <p>建築札</p>	<p>*材 料 荒木田土：図面による グラウンドのライン：図面による</p> <p>*工 法（クレー舗装） 荒木田土の高さ、厚さ：図面による 表層安定剤の量：図面による</p> <p>■建築編 そ の 他■</p> <p>※設置する（材種：※黒御影石、厚25mm ・その他 []) ・設置しない</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>県 営 ○ ○ 住 宅 施 工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 給 排 水 完 成 平 成 年 月 愛 知 県 建 設 部</p> </div> <div style="margin: 0 10px;">300</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>文字は丸ゴシック体（彫り込み）とする。 取付位置及び文面は監督職員の指示による。</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; text-align: center;">450</div> </div> <p>【化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則】 本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。</p> <p>1) スチレンを発生する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th>使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ エリア樹脂板</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th>使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノカルブを含有する防霉・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th>使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存（木材の防霉・防蟻処理）剤</td> <td>含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th>使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事に使用する資材・機材は、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等（以下「評価名簿登録品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品（BL部品）。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。）</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p> <p>また、防犯建物部品とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、(ア)騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、(イ)騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。</p>	対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ エリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	木材保存（木材の防霉・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																																		
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
③ エリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																			
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																			
⑦ 塗料																																			
⑧ 仕上塗材																																			
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																																		
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 塗料																																			
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																																		
木材保存（木材の防霉・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																		
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																																		
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																		
<p><指定資材> 材料等の使用制限</p> <p>建築工事指定資材</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>上郷住宅建築工事（第2工区）</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>図面番号</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <p>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>縮尺 建築工事特記仕様書 10</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>No. A-J —</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H28年3月</td> <td style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		<p>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</p>	<p>上郷住宅建築工事（第2工区）</p>	<p>図面番号</p>		<p>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</p>	<p>縮尺 建築工事特記仕様書 10</p>	<p>No. A-J —</p>	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																						
	<p>一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 い1627</p>	<p>上郷住宅建築工事（第2工区）</p>	<p>図面番号</p>																																
	<p>一級建築士登録番号 307737号 建築士氏名 安東 広晶 印</p>	<p>縮尺 建築工事特記仕様書 10</p>	<p>No. A-J —</p>																																
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																

項目	特記事項

建物概要											
建設地	愛知県豊田市上郷町会下山59の一部、111の一部										
用途地域	第1種中高層住居専用地域										
防火地域	指定なし(法22条地域)										
その他の地域・地区	指定なし										
構造・規模	鉄筋コンクリート造(連層耐震壁付ラーメン構造)・第1工区:8階建、第2工区:6階建										
高さ	最高の高さ:25.225m、最高の軒の高さ:23.210m										
敷地面積	6,807.46㎡										
第1工区	建築面積(㎡)	563.80									
	延床面積(㎡)	3245.11									
	共用及び自転車置場等面積(㎡)	937.20									
	容積対象床面積(㎡)	3041.57									
	建築面積(㎡)	496.49	34.08	34.08		10.00	574.65	1060.29	112.24	1172.53	
第2工区	延床面積(㎡)	2216.58	39.49	39.49		10.00	2305.56	5461.69	128.47	5590.16	
	共用及び自転車置場等面積(㎡)	469.24	39.49	39.49		10.00	558.22	1406.44	128.47	1534.91	
	容積対象床面積(㎡)	2209.90				10.00	2219.90	5251.47	10.00	5261.47	
	建築面積(㎡)	17.22%	<角地緩和なし>								
	容積率	77.29%	<延べ面積の1/5以内の為、自転車置場面積は容積率対象外面積とする。>								
駐車台数	全体:23+24=47台										
住戸数	第1工区:8+8+32=48戸、第2工区:12+6+18=36戸、全体:20+14+50=84戸(2DK+2DKS+3DK)										
自転車置場	自転車置場1:35台+自転車置場2:35台+自転車置場3:35台=105台										
ゴミ置き場	18.80㎡										
児童遊園	今回工事対象外										



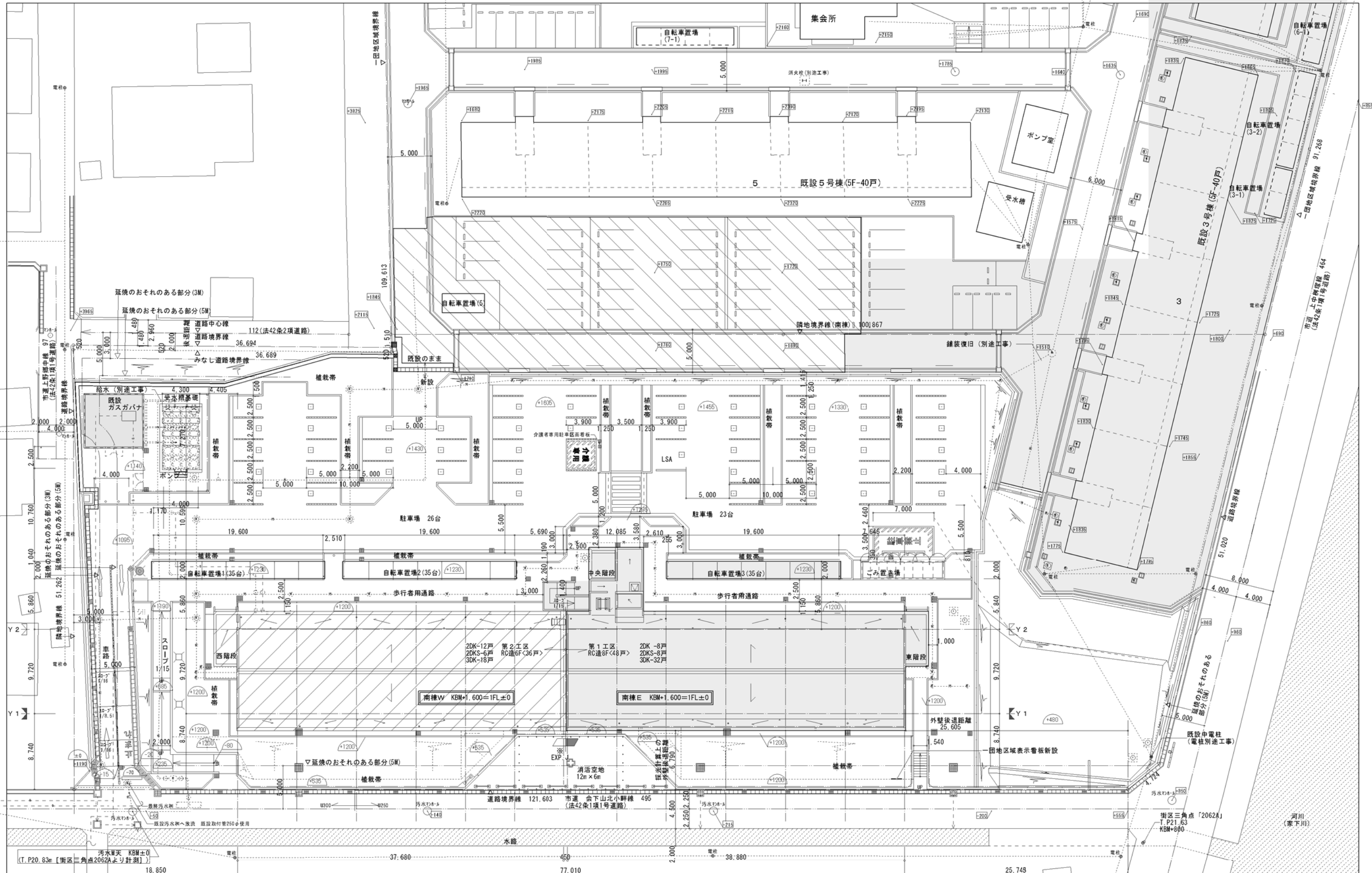
- 符号内数値は、KBM±0からの現況地盤高さを示す。
- 符号内数値は、KBM±0からの計画地盤高さを示す。
- 今回工事範囲を示す。
- 第1、第2工区共用施工者用駐車場、仮設資材置場等用地範囲を示す。(用地利用内容は協議による)
- 今回工事範囲外を示す。(外構範囲は外構配置図による)
- 及びは、汚水井(別途)を示す。
- 汚水管を示す。(別途工事)
- 給水管を示す。(別途工事)
- ガス管を示す(別途工事)
- 架空電線を示す。(別途工事)
- H=○○ ○○/△△ △△ は、建物高さを示す。但し、○○ ○○ は、各棟平均地盤面からの最高高さ △△ △△ は、KBM±0からの最高高さを示す。
- は、車両等出入口を示す。
- は、歩行者出入口を示す。



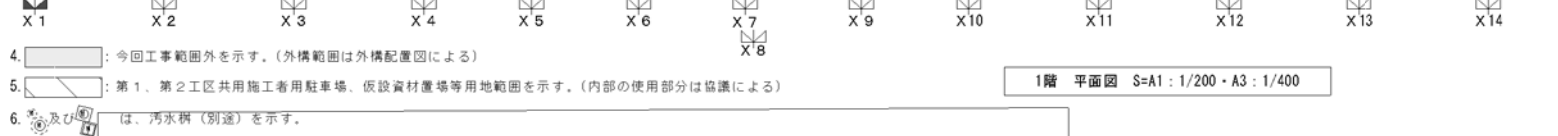
- <特記事項>
- 第1工区建築工事範囲は、
 - ・本体建物、自転車置場3の新設工事
 - ・本体建物建設予定部及び隣接部の杭撤去工事
 - ・共通仮設図に示す範囲の共通仮設の設置・撤去及び舗装等の撤去とする。
 - 第2工区建築工事範囲は、上記以外の工事全てとする。(外構工事含む)
 - 工事ヤードは、共通仮設図で示す範囲を各工区担当施工者が優先的に使用できるものとする。
 - ただし、外構工事着手時など使用範囲の変更が必要な場合は、施工者間で事前に調整を行い、工事に遅滞なきよう施工計画をたてること。
 - 第1工区側工事ヤード使用範囲及びヤード内の責任分界点は、各工区担当施工者間で事前に協議し工事に支障なきよう取り決めを行い、その内容は書面にて工事監督員に報告すること。
 - 第1工区と第2工区は、同時施工とする。

- <註記>
- KBM±0=T.P20.83
 - 南棟E、W 1FL=KBM+1600=GL+400
 - 敷地南側水路の管理者は、豊田市河川課である。

建築士事務所 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 14627	上郷住宅建築工事(第2工区) 建物概要、付近見取図、全体配置図	図面番号 No. A-01
一級建築士登録 307737号 安楽 広品	縮尺 A1:1/400 A3:1/800	
検査 設計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



- <凡例>
1. 符号内数値は、KBM±0からの現況地盤高さを示す。
 2. 符号内数値は、KBM±0からの計画地盤高さを示す。
KBM±0(≒T. P20.83)
 3. 今回工事範囲を示す。
 4. 今回工事範囲外を示す。(外構範囲は外構配置図による)
 5. 第1、第2工区共用施工用駐車場、仮設資材置場等用地範囲を示す。(内部の使用部分は協議による)
 6. 及びは、汚水渠(別途)を示す。



- <註記>
1. KBM±0≒T. P20.83
 2. 南棟E、W 1FL=KBM+1600=GL+400
 3. 敷地南側水路の管理者は、豊田市河川課である。

黒野建築設計事務所 黒野建築設計事務所 豊田県 豊田市 一級建築士登録 87253号 坂田 孝之		上郷住宅建築工事(第2工区) 配置図 設計 H28年3月	図面番号 No. A-02 縮尺 A1:1/200 A3:1/400
愛知県建設部建築局公営住宅課			

敷地 I		
記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
A	$62.775 \times 29.962 \div 2$	940.432
B	$121.603 \times 51.003 \div 2$	3101.058
C	$100.862 \times 4.357 \div 2$	219.727
D	$100.862 \times 49.358 \div 2$	2489.173
E	$100.867 \times 1.510 \div 2$	76.154
合計面積		6826.544
		6826.54

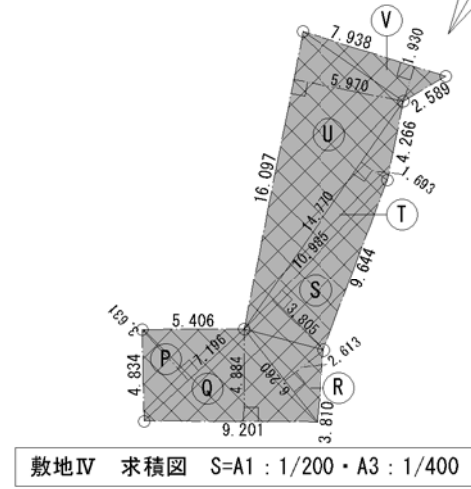
敷地全体		
計算式 (m)	面積 (㎡)	
敷地 I - 敷地 V	6826.54 - 19.08	6807.46
(敷地 I - 敷地 V) + 敷地 II + 敷地 III + 敷地 IV	6807.46 + 6151.94 + 6564.56 + 132.82	19656.78
合計面積		19656.78

敷地 II		
記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
F	$128.072 \times 51.348 \div 2$	3288.120
G	$128.072 \times 44.722 \div 2$	2863.817
合計面積		6151.937
		6151.94

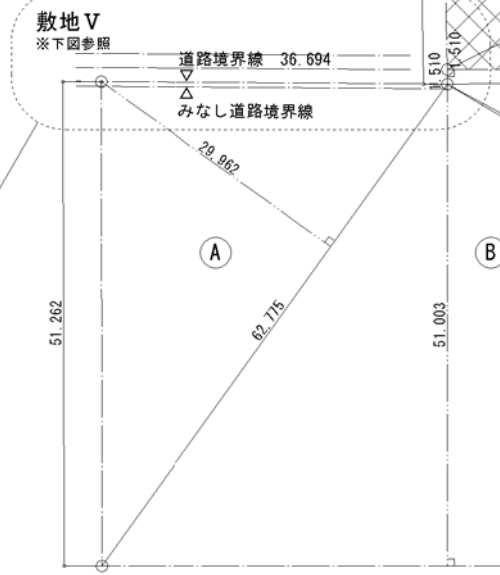
敷地 III		
記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
H	$53.405 \times 9.097 \div 2$	242.912
I	$126.126 \times 48.095 \div 2$	3033.014
J	$127.662 \times 5.331 \div 2$	340.283
K	$127.662 \times 28.897 \div 2$	1844.524
L	$113.877 \times 3.794 \div 2$	216.024
M	$113.877 \times 9.480 \div 2$	539.776
N	$112.511 \times 4.259 \div 2$	239.592
O	$112.835 \times 1.922 \div 2$	108.434
合計面積		6564.559
		6564.56

敷地 IV		
記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
P	$7.196 \times 3.631 \div 2$	13.064
Q	$9.201 \times 4.884 \div 2$	22.468
R	$6.260 \times 2.613 \div 2$	8.178
S	$10.985 \times 3.805 \div 2$	20.898
T	$14.770 \times 1.693 \div 2$	12.502
U	$16.097 \times 5.970 \div 2$	48.049
V	$7.938 \times 1.930 \div 2$	7.66
合計面積		132.819
		132.82

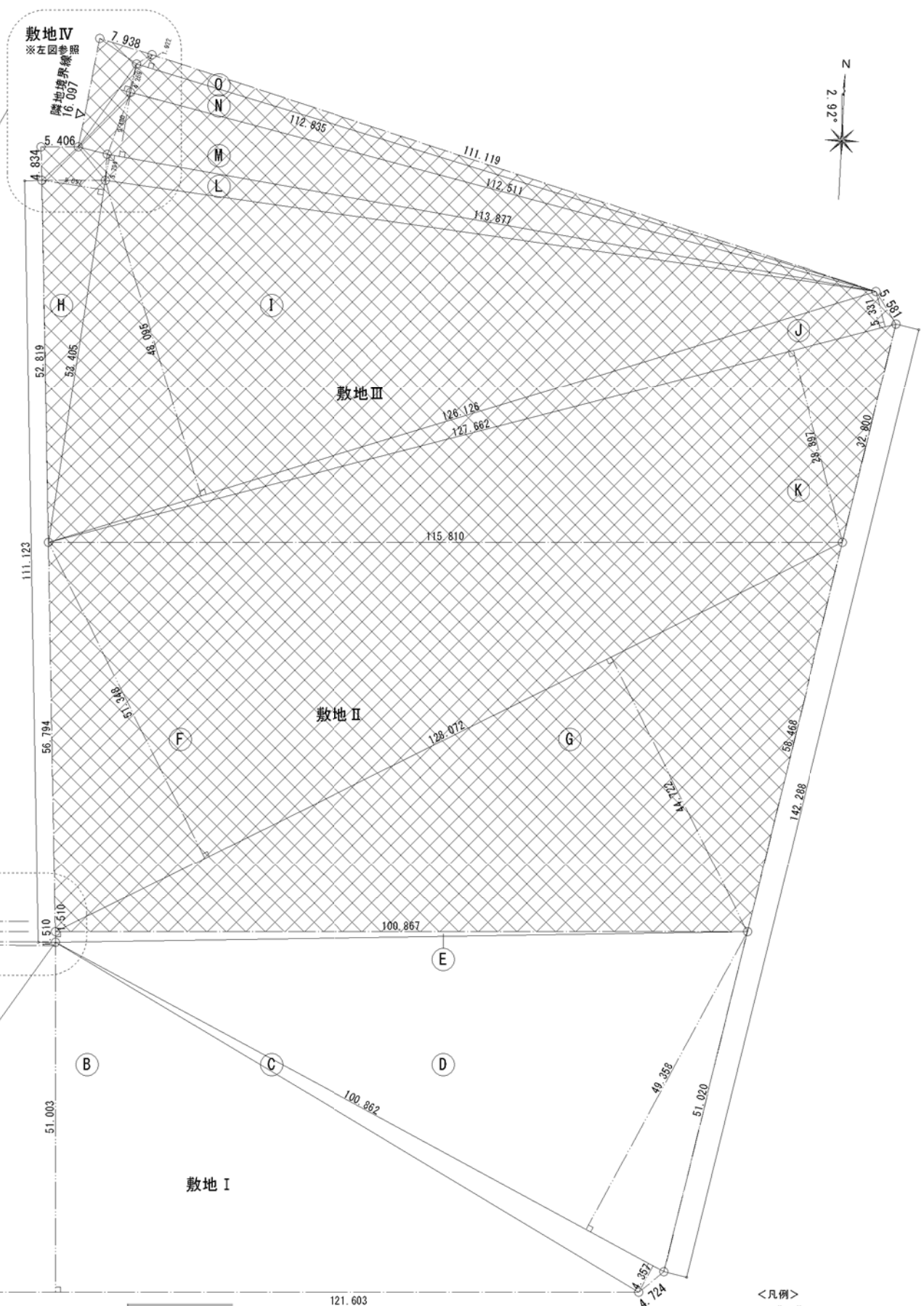
敷地 V		
記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
a	$36.964 \times 0.520 \div 2$	9.540
b	$36.689 \times 0.520 \div 2$	9.539
合計面積		19.079
		19.08



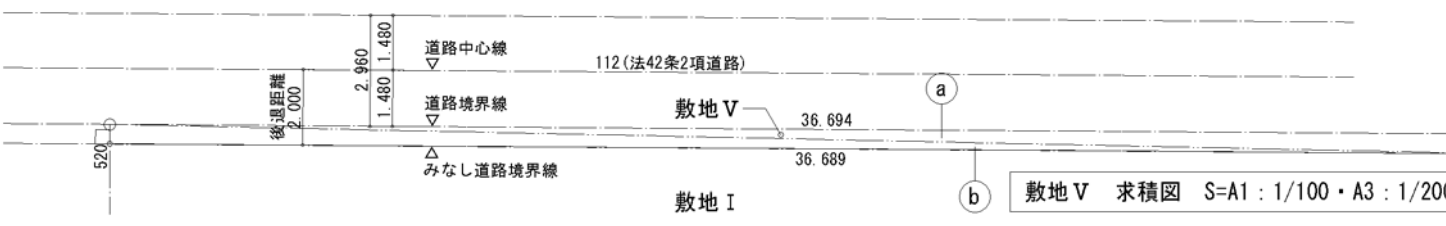
敷地 IV 求積図 S=A1 : 1/200 * A3 : 1/400



敷地 V 求積図 S=A1 : 1/100 * A3 : 1/200



敷地求積図 S=A1 : 1/400 * A3 : 1/800

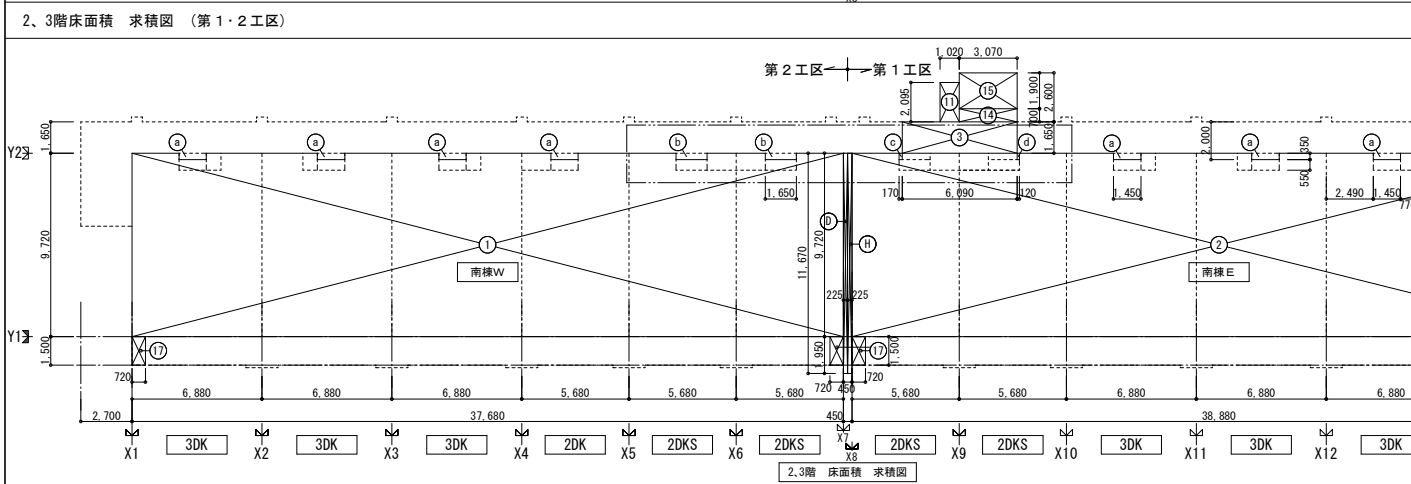
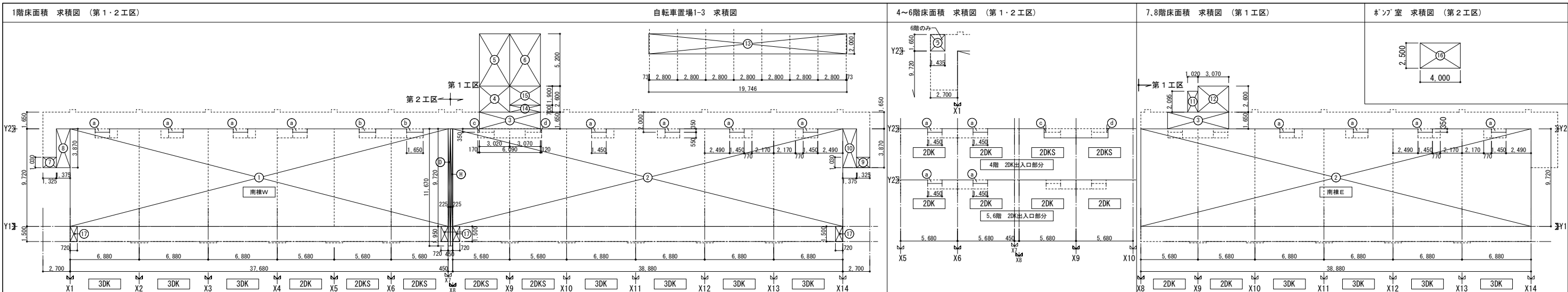


敷地 I 求積図 S=A1 : 1/100 * A3 : 1/200

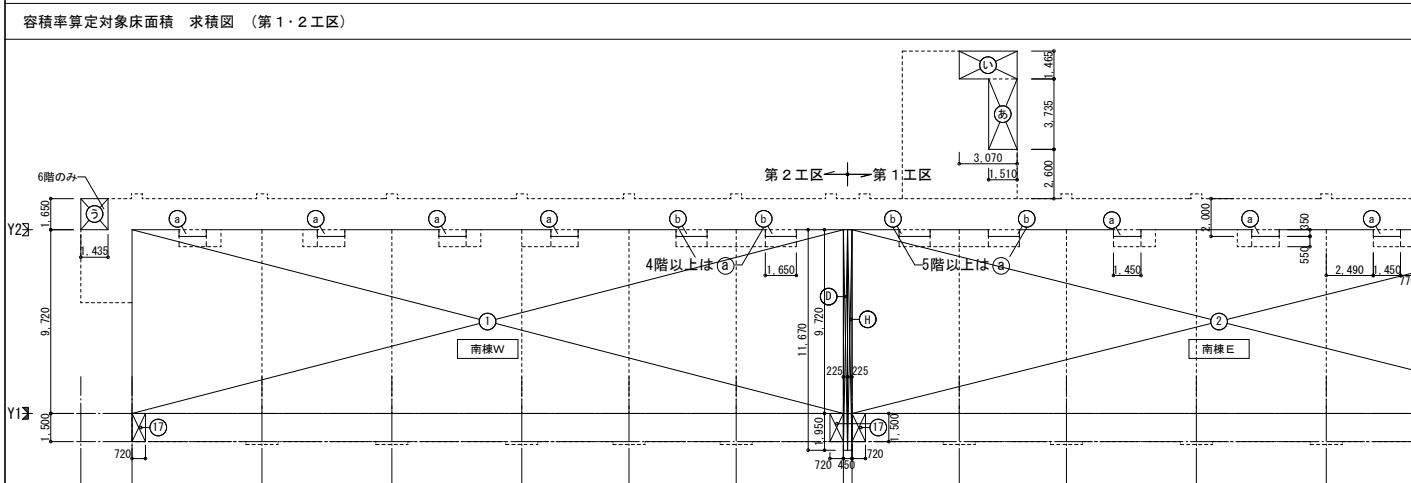
<凡例>
 ◊ は、今回工事範囲外（一団地区域内敷地）を示す。

建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 141827 一級建築士登録 307737号 安楽 広品	上郷住宅建築工事（第2工区） 求積図・面積表 敷地求積図 縮尺 A1 : 1/400, 1/200, 1/100 A3 : 1/800, 1/400, 1/200	図面番号 No. A-03
検 査 日 期 設計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

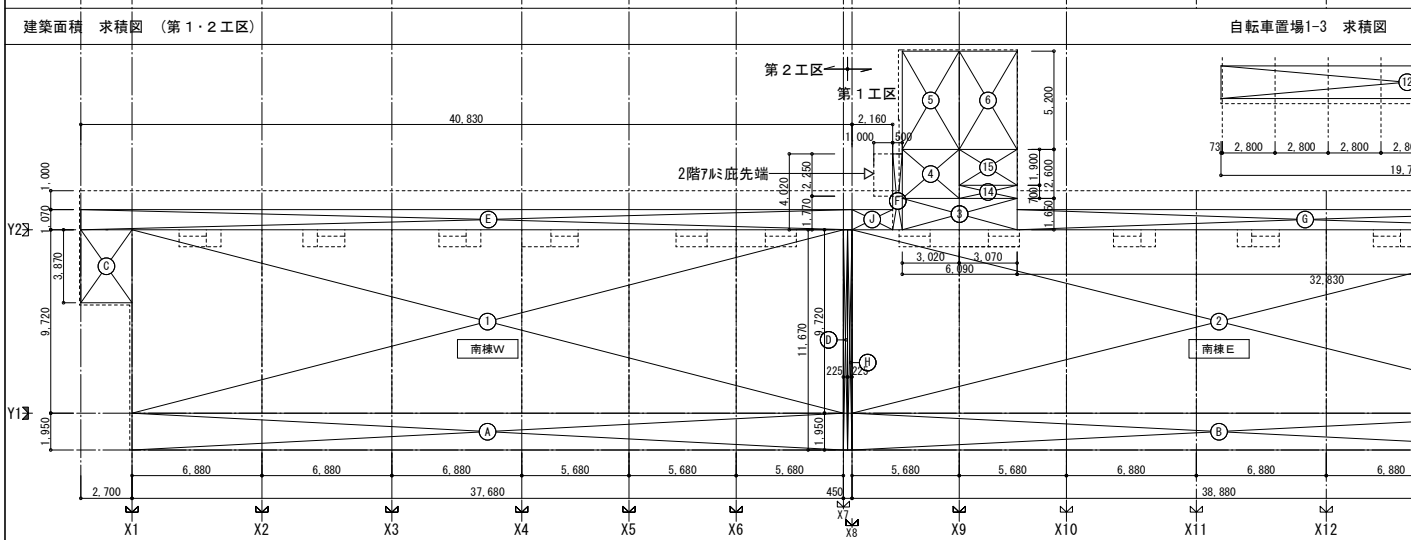




床面積計算表 (m ²)			延床面積計算表 (m ²)		
符号	計算式	合計	階数	計算式	合計
①	11.670 × 0.225 =	2.625	1階	①+⑦+⑧+⑩×2	374.537
②	11.670 × 0.225 =	2.625	2階	②+③+④+⑤+⑥+⑨+⑩+⑭+⑮	444.804
③	1.650 × 6.090 =	10.048	3階	②+③+④+⑤+⑥+⑨+⑩+⑭+⑮	400.735
④	2.600 × 3.020 =	7.852	4階	②+③+④+⑤+⑥+⑨+⑩+⑭+⑮	400.735
⑤	5.200 × 3.020 =	15.704	5階	②+③+④+⑤+⑥+⑨+⑩+⑭+⑮	400.735
⑥	5.200 × 3.070 =	15.964	6階	②+③+④+⑤+⑥+⑨+⑩+⑭+⑮	400.836
⑦	1.030 × 1.325 =	1.364	7階	②+③+④+⑤+⑥+⑨+⑩+⑭+⑮	398.211
⑧	3.870 × 1.375 =	5.321	8階	②+③+④+⑤+⑥+⑨+⑩+⑭+⑮	398.211
⑨	1.030 × 1.325 =	1.364	小計		3245.103
⑩	3.870 × 1.375 =	5.321			
⑪	2.095 × 1.020 =	2.136			
⑫	1.500 × 0.720 =	1.080			
⑬	0.350 × 1.450 =	0.507			
⑭	0.350 × 1.650 =	0.577			
⑮	0.350 × 0.170 =	0.059			
⑯	0.350 × 0.120 =	0.042			
⑰	2.000 × 19.746 =	39.492			
⑱	0.700 × 3.070 =	2.149			
⑲	1.900 × 3.070 =	5.833			
⑳	4.000 × 2.500 =	10.000			
㉑	1.650 × 1.435 =	2.367			
合計		2216.58	改め	2216.58	

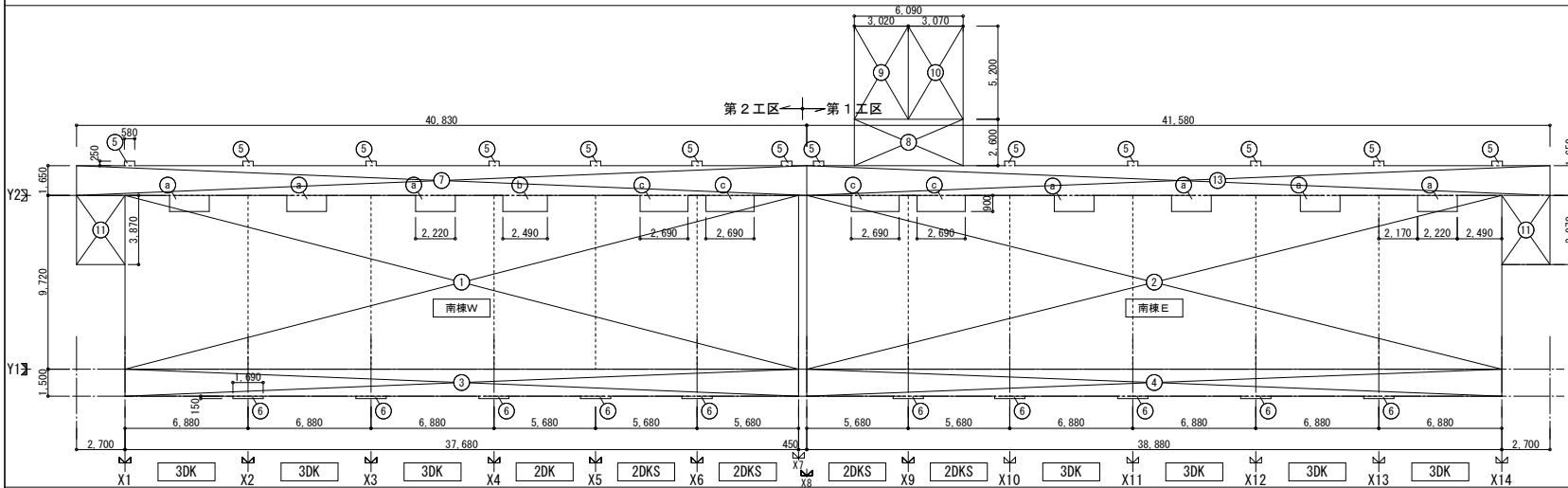


容積対象床面積計算表 (m ²)			容積対象床面積計算表 (m ²)		
符号	計算式	合計	階数	計算式	合計
①	9.720 × 37.680 =	366.249	1階	①-④×4-⑥×2+⑦×2+⑩	367.852
②	9.720 × 38.880 =	377.913	2階	①-④×4-⑥×2+⑦×2+⑩	367.852
③	3.735 × 1.510 =	5.639	3階	①-④×4-⑥×2+⑦×2+⑩	367.852
④	1.465 × 3.070 =	4.497	4階	①-④×4-⑥×2+⑦×2+⑩	367.992
⑤	1.650 × 1.435 =	2.367	5階	①-④×4-⑥×2+⑦×2+⑩	367.992
⑥	0.350 × 1.450 =	0.507	6階	①+⑤-④×6+⑦×2+⑩	370.359
⑦	0.350 × 1.650 =	0.577	小計		2209.899
⑧	4.000 × 2.500 =	10.000			
⑨	1.500 × 0.720 =	1.080			
⑩	11.670 × 0.225 =	2.625			
⑪	11.670 × 0.225 =	2.625			
合計		2209.90	改め	2209.90	

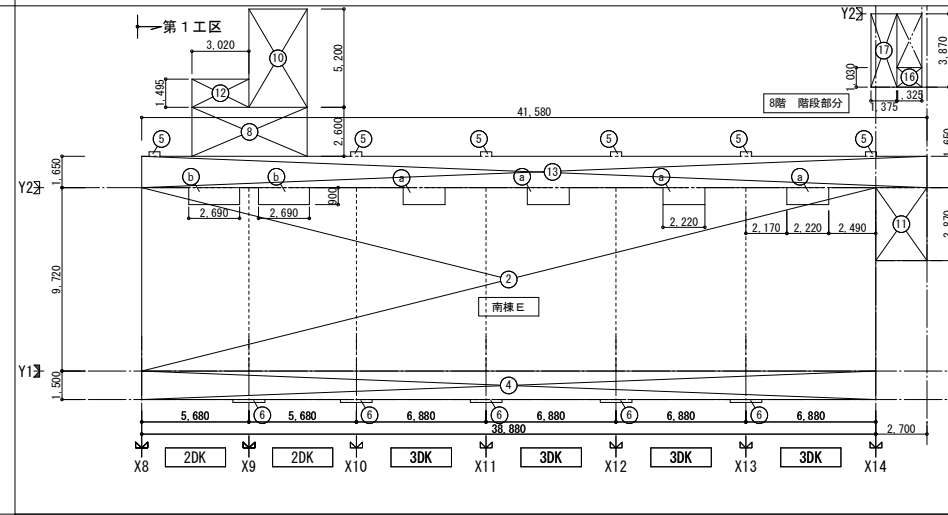


建築面積計算表 (m ²)			建築面積計算表 (m ²)		
符号	計算式	合計	階数	計算式	合計
①	9.720 × 37.680 =	366.249	南棟W+E 共同住宅棟 (第2)	①+(A)+(C)+(E)+(I)	496.487
②	9.720 × 38.880 =	377.913	小計		496.487
③	1.650 × 6.090 =	10.048			
④	2.600 × 3.020 =	7.852			
⑤	5.200 × 3.020 =	15.704			
⑥	5.200 × 3.070 =	15.964			
⑦	1.950 × 37.680 =	73.476			
⑧	1.950 × 38.880 =	75.816			
⑨	3.870 × 2.700 =	10.449			
⑩	11.670 × 0.225 =	2.625			
⑪	1.070 × 40.830 =	43.688			
⑫	4.020 × 0.500 =	2.010			
⑬	1.070 × 32.830 =	35.128			
⑭	11.670 × 0.225 =	2.625			
⑮	3.870 × 2.700 =	10.449			
⑯	1.070 × 2.160 =	2.311			
合計		496.49+78.16	改め	574.65	

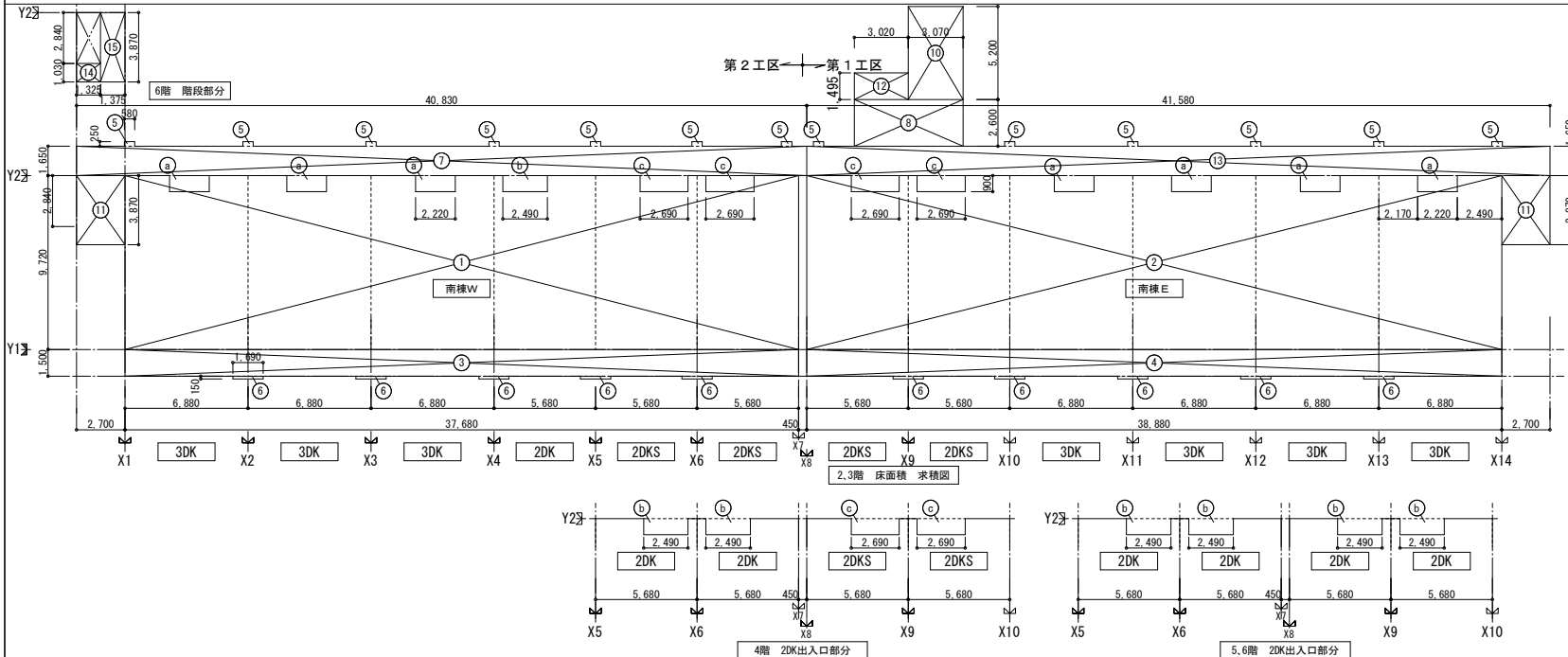
1階床面積 求積図 (第1・2工区)



7,8階床面積 求積図 (第1工区)



2~6階床面積、自転車置場 求積図 (第1・2工区)



床面積計算表 (m)

Table with multiple columns for floor area calculations, including room numbers, formulas, and total area in square meters.

住戸求積図

Grid of diagrams and tables for unit area calculations, showing room layouts and corresponding area values for different unit types.

公営住宅法による床面積 (m)

Table showing unit area calculations according to public housing laws, including unit types, counts, and area totals.

1戸当りの共用面積

Table showing common area calculations per unit, including unit types, counts, and area values.

公営住宅法による住戸当りの床面積 (m)

Table showing unit area calculations according to public housing laws, including unit types, counts, and area totals.

Project information block including the name of the architectural firm (黒野建築設計事務所), project name (上郷住宅建築工事), and drawing details.

外部仕上げ表						
屋根	壁	バルコニー	共用廊下	屋外階段(東・中央)	自転車置場	備考
屋根: アスファルトシングル葺き特殊ルーフィング層 (常温工法特殊繊維ルーフィング層 自己粘着層付ゴムアスルーフィング t=1.5 以上 釘打接着併用工法) 釘打ちモルタル 厚30 軒先樋部 コンクリート金コテの上ウレタン系塗膜防水 素立上取合部 ウレタン系塗膜防水併用 PH屋根: コンクリート金コテの上ウレタン系塗膜防水 玄関屋根: コンクリート金コテの上ウレタン系塗膜防水	外壁: 合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材 E 打ち継ぎ目地シーリング 玄関廻り: 合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材 E 種 壁種: 硬質塩化ビニル製 100φ (VP) カラー 支持金物: ステンレス製@1,200 (内外) ドレン: ルーフドレン100φ フロアドレン100φ 錆鉄製 防錆塗装 (たて引き用・横引き用・中継用) ※壁種は第1例に直接排水とする。	床: 防水モルタル金コテ目地切@1,000内外 (一部簡易樹脂防水下地) 排水溝・立上り部: 防水モルタル金コテ スラブ下: 合板型枠コンクリート打放し目地切 見付: 合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材 E 手摺壁外: 合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材 E 手摺壁内: 合板型枠コンクリート打放し 外装薄塗材 E 手摺笠木: コンクリート金コテ押え 複層塗材 E 手摺: アルミ製 (BL製品) 物干し金物: アルミ製自在型 3ヶ1組/戸 隔壁板: アルミ枠 ケイ酸カルシウム板 厚6.0 GP	床: 防水モルタル金コテ目地切@1,000内外 (一部簡易樹脂防水下地) 排水溝・立上り部: 防水モルタル金コテ スラブ下: 合板型枠コンクリート打放し目地切 見付: 合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材 E 手摺壁外: 合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材 E 手摺壁内: 合板型枠コンクリート打放し 複層塗材 S i 手摺笠木: コンクリート金コテ押え 複層塗材 E 手摺: アルミ製 (BL製品) 消火器: ABC10型ブラケット共 (10号愛知県所有物品) 文字記入 手摺: アルミ製 3.4φ×t3.0 (各階全て) 床下点検口: ステンレス製 600φ (歩行用) 表面仕上 ステンレス製プレート防水モルタル金コテ押え	踏面・蹴上・踊場: 防水モルタル金コテ目地切@1,000内外 (一部簡易樹脂防水下地) 排水溝・立上り部: 防水モルタル金コテ 段差: 合板型枠コンクリート打放し 内壁: 合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材 S i 手摺壁外: 合板型枠コンクリート打放し目地切 複層塗材 E 手摺壁内: 合板型枠コンクリート打放し 複層塗材 S i 手摺笠木: コンクリート金コテ押え 複層塗材 E ノンスリップ: ステンレス製 W=35 (アンカー式) 一部段差: 磁器質ノンスリップタイル W=60 手摺: ステンレス製 3.4φ×t2.0 (各階全て) 階数表示板 壁種: 硬質塩化ビニル製 100φ (VP) カラー ドレン: ルーフドレン100φ 錆鉄製 防錆塗装 (たて引き用・横引き用・中継用)	床: 再生クラッシュアラン 100φの上土間コンクリート 100φ金コテ仕上 補強筋 タテ・ヨコ共 D10@200シングル 上層: 自転車置場	棟番号札: ステンレス製 (南棟E:1箇所、南棟W:8箇所) 棟名『1』 丸環: ステンレス製 150φ (南棟E:8箇所、南棟W:8箇所) シーリング: コンクリート打継目地は指示の箇所にポリウレタン系 シーリング、サッシ~水切間及び、サッシ(水切)~ 躯体間のシーリングは変成シリコンとする。 外壁建具廻りは特記なき限り全ての四方及び 指示のヶ所にポリウレタン系シーリング(10×10程度) 詰めとする。 簡易樹脂防水: 合成高分子塗防水 (ポリマーセメント系) を示す。 防水モルタル: 壁・床 t=30とする。又 巾木は t=20とする。 ステンレス: 特記なき限り SUS304HL とする。 複層塗材 S i: 凸凹模様 面格子は80%以上開放とする 手摺高さは水上より1.1m以上確保するものとする

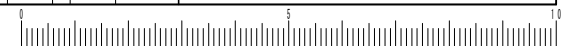
内部仕上げ表 (共用部分)										
室名	下地	床	巾木	壁	柱 梁型	基準階天井	最上階天井	天井高	備考	< > 内装部品、《 》 別途工事を示す。
エントランスホール EVホール (1階)	RC	防水モルタル金コテ目地切	防水モルタル金コテ H=100	合板型枠コンクリート打放し複層塗材 S i	└─┘	合板型枠コンクリート打放し目地切	┌───┐	直天	集合郵便受 掲示板 H900×W1,200 (1ヶ所)、階段表示板 A型	
EVホール (2階以上)	RC	防水モルタル金コテ目地切	防水モルタル金コテ H=100	合板型枠コンクリート打放し複層塗材 S i	└─┘	合板型枠コンクリート打放し目地切	└─┘	直天	階段表示板 A型	
EPS・PS	RC	モルタル金コテ	合板型枠コンクリート打放し	合板型枠コンクリート打放し	└─┘	└─┘	└─┘	直天		
階段下倉庫	RC	防水モルタル金コテ	防水モルタル金コテ H=100	合板型枠コンクリート打放し	└─┘	└─┘	┌───┐	直天		
EVシャフト	RC	簡易樹脂塗布防水の上 防水モルタル金コテ	└─┘	ビット床から1FLまで無機質浸透性塗布防水の上 防水モルタル金コテ仕上 合板型枠コンクリート打放し	合板型枠コンクリート打放し		合板型枠コンクリート打放し目地切	直天	EVフック	

内部仕上げ表 (専用部分) 2DK															
室名	下地	床	パネル厚	巾木	H	壁	パネル厚	柱 梁型	基準階天井	パネル厚	最上階天井	パネル厚	天井高	備考	< > 内装部品、《 》 別途工事を示す。
玄関	RC W	磁器質タイル100角		化粧巾木 木製 (タモ材)	50 45	壁パネルA 木製	15 50	└─┘	合板型枠コンクリート打放し 珪藻土仕上塗材		天井パネルA	20.5	2.445	室名札 <木製手摺1型 L=600>、上り框 (木製) <壁点検口 600×600>	
ホール	RC W	床パネルA	12 20	化粧巾木	50	壁パネルA 壁パネルA	15 50	└─┘	合板型枠コンクリート打放し 珪藻土仕上塗材		天井パネルA	20.5	2.425		
食事室	RC W	床パネルA	12 20	化粧巾木	50	壁パネルA 壁パネルA	15 50	└─┘	合板型枠コンクリート打放し 珪藻土仕上塗材 妻側: 一部天井パネルD	2.4	天井パネルA	20.5	2.425	クロー用スリーブ 75φ (差込ダンパー150φ) <カーテンレールL=1,680 ステンレスC型ダブルSUS430> <多目的スリーブ>	
台所	RC W	床パネルA	12 20	化粧巾木	50	壁パネルA・壁パネルE 壁パネルA・壁パネルE	15 50	└─┘	合板型枠コンクリート打放し 珪藻土仕上塗材 妻側: 一部天井パネルD	2.4	天井パネルA	20.5	2.425	(ステンレス水切欄 L=900 W=270 2段)、コンロ側ステンレス貼 (レンジフード)、《差込ダンパー150φ》<壁点検口150×200>流し台 (BL-1型) L=1500 (トラップ付) 《排水欄 (BL-1型) L=900+600》 《ガス台 (BL-1型) L=700 (バックガード付)》、ステンレス水切カバー L=2235 W=150 <水切カバー下地>	
居室1 (洋室4.9帖)	RC W	床パネルA、床パネルF	12 20	化粧巾木	50	壁パネルA 壁パネルA	15 50	└─┘	合板型枠コンクリート打放し 珪藻土仕上塗材 廊下及び妻側: 一部天井パネルD	2.4	天井パネルA	20.5	2.425	クロー用スリーブ 75φ 室内固定換気レジスター (100φ、ステンレス防虫網付、屋外ステンレス製) <家具転倒防止付輪層> <カーテンレールL=1,700 ステンレスC型ダブルSUS430>	
居室2 (和室6帖)	RC W	床パネルB下地 (畳敷)、床パネルA	1.2 2.5	畳寄せ (単一米柄)	3.5	壁パネルB 壁パネルB	1.5 5.0	└─┘	合板型枠コンクリート打放し 珪藻土仕上塗材		天井パネルA	20.5	2.422	室内固定換気レジスター (100φ、ステンレス防虫網付、屋外ステンレス製) <家具転倒防止付輪層> <カーテンレールL=1,880 ステンレスC型ダブルSUS430>	
洗面・脱衣室	RC W	床パネルC	1.2 2.0	化粧巾木	5.0	壁パネルC 壁パネルC	1.5 5.0	└─┘	天井パネルB	1.5	天井パネルB	1.5	2.100	<棚取付用板> <家具転倒防止付輪層> <洗面ユニット> 《化粧手ヤビネット》《洗濯機防水パン》 <タオル掛 L=430 (SUS304)> <木製手摺1型 L=600> <カーテンレール L=800 ステンレスC型 SUS430>	
便所	RC W	床パネルC	1.2 2.0	化粧巾木	5.0	壁パネルC 壁パネルC	1.5 5.0	└─┘	天井パネルB	1.5	天井パネルB	1.5	2.100	(洋風便器) (ペーパーホルダー) <タオル掛 L=430 (SUS304)> <木製手摺1型 L=600、L=450> <壁点検口200×150>	
押入	RC W	床パネルE、(下段D)	3.5	雑巾摺 (単一米柄)	1.5 5.0	壁パネルD 壁パネルD	1.5 5.0	└─┘	合板型枠コンクリート打放し 妻側: 一部天井パネルE		天井パネルC	1.5	2.425	<中段・天袋>	
物入	RC W	ホール: 床パネルE、(下段D) 居室(1): 床パネルG、(下段D)	3.5	雑巾摺 (単一米柄)	1.5 5.0	壁パネルD 壁パネルD	1.5 5.0	└─┘	合板型枠コンクリート打放し 妻側: 一部天井パネルE	2.4	天井パネルC	1.5	2.425	ホール: <中段・枕棚> 居室(1): <可動棚>	
浴室	RC	ユニットバスBL1216長寿社会対応B型 (別途 給排水工事)													
PS・MB	RC W	モルタル金コテ		合板型枠コンクリート打放し									直天		

凡例										
コンクリート	☒ ☑	天井点検口 床下点検口	☉	消火器	☑	防火設備 (法2-9の2-d)	F P 板	フォームポリスチレン板		
木造	☒ ☑	床高さ (各Zラインより)	PS	パイプスペース	☑	特定防火設備 (告1369) 常閉	d・t	シーリング		
断熱材	○	壁種	SD	スチール扉	SOP	合成樹脂調合ベント	r	厚さ		
砕石	⊙ RD	ルーフドレン	AW	アルミ製窓	OS	オイルステイン	L	長さ		
コンクリートブロック	⊙ FD	フロアドレン・中継ドレン	AD	アルミ製扉	CL	クリアラッカー	W	幅		
畳	⊙	アルミ製ガラリ	AG	アルミ製ガラリ	VP	塩化ビニール樹脂エナメル塗	φ	直径		
軽量コンクリート	⊙	建具記号	WD	木製扉	AEP	合成樹脂エマルジョンベント塗	r	半径		
註記	⊙	展開図案内	F	襖	CB	コンクリートブロック	@	ピッチ		
	⊙		DC	ドアクローザー	バーライト	合成樹脂系バーライト				

1. 内装材料、造作家具、設備機器(洗面台、流し台)、接着剤、塗装材料等はF☆☆☆☆等級相当以上とする。	6. 2DKSの片玄関ドア 特定防火設備: EA-9094号 同等とする	11. 壁パネルE表面仕上材・化粧ケイカル板6.0d: 不燃NM-8577号 同等とする
2. 天井裏等はF☆☆☆☆等級相当以上とする。	7. アルミ製建具 防火設備: EB-9102号 (引違い窓・ドア) 同等とする	12. 天井パネルA表面仕上材・化粧せつこうボード9.5d: (和室) 準不燃QM-9012号 同等とする
3. 畳は別途工事。	8. 鋼製建具 (SD) 特定防火設備: 告示第1369号による構造とする	(洋室) 準不燃QM-0544号 同等とする
4. PS内床の床仕上げコンクリートは厚100 溶接金網6φ-100敷き込みとする。	9. 鋼製建具 (SD) 防火設備: 告示第1392号による構造とする	13. 各住戸玄関のタイルは県産材とすること。
5. 現場発泡ウレタンフォームは熱伝導率 0.026W/(m・K) 以下のものを使用すること。	10. 壁パネルE表面仕上材・素地フレキシブル板4.0d: 不燃NM-2694号、M2694号 同等とする	

総建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 111627	上郷住宅建築工事 (第2工区)	図面番号 No. A-06
一級建築士登録 307737号 安東 広品	仕上表 (1)	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100
検 図 製 図 設計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



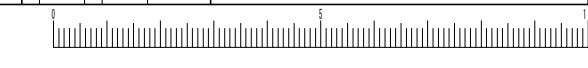
内部仕上り表 (専用部分) 2DKS. Table with columns for room name, floor, bed, panel thickness, wood, wall, panel, column, ceiling, and height. Includes rooms like 玄関, ホール, 食事室, 台所, 居室1, etc.

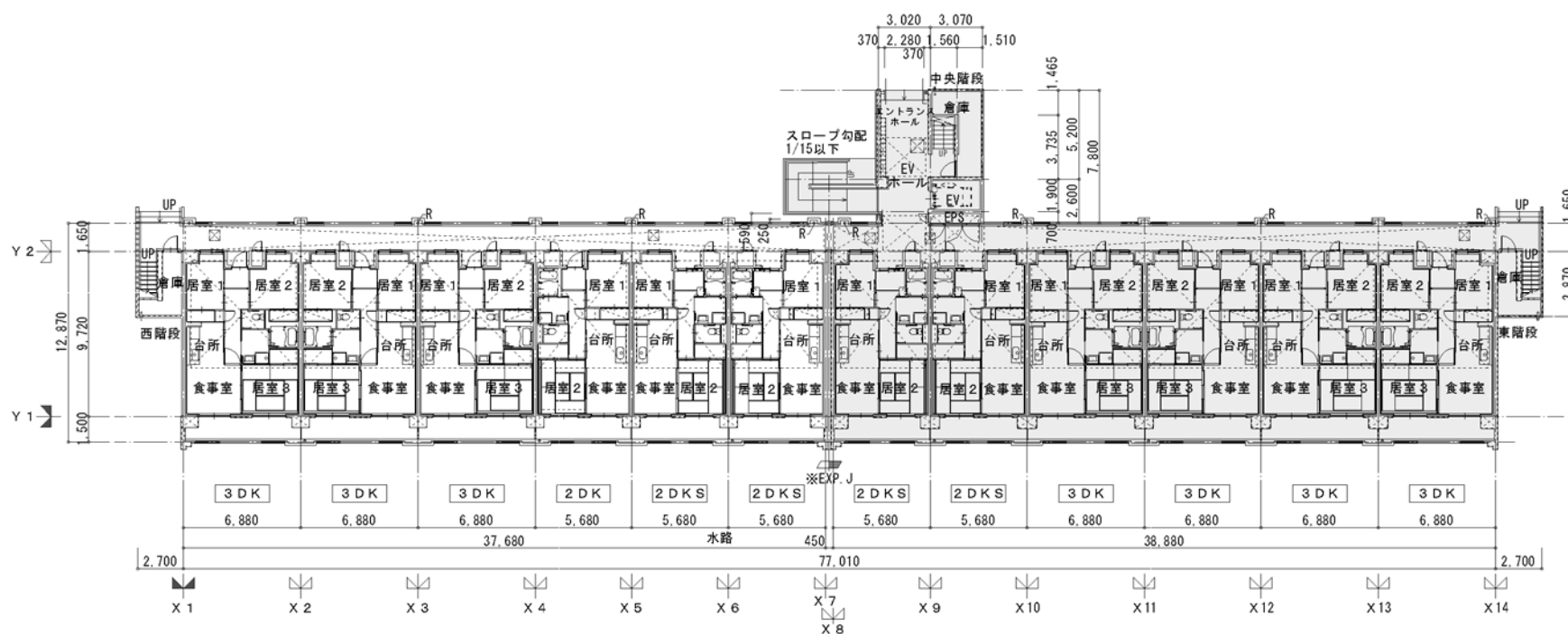
内部仕上り表 (専用部分) 3DK. Table with columns for room name, floor, bed, panel thickness, wood, wall, panel, column, ceiling, and height. Includes rooms like 玄関, ホール, 食事室, 台所, 居室(1), etc.

内装パネル表面仕上りリスト (各パネルはすべて、F☆☆☆とする。). Table listing materials for walls, ceilings, and floors, such as パネル, 天井パネル, and ユニットバス.

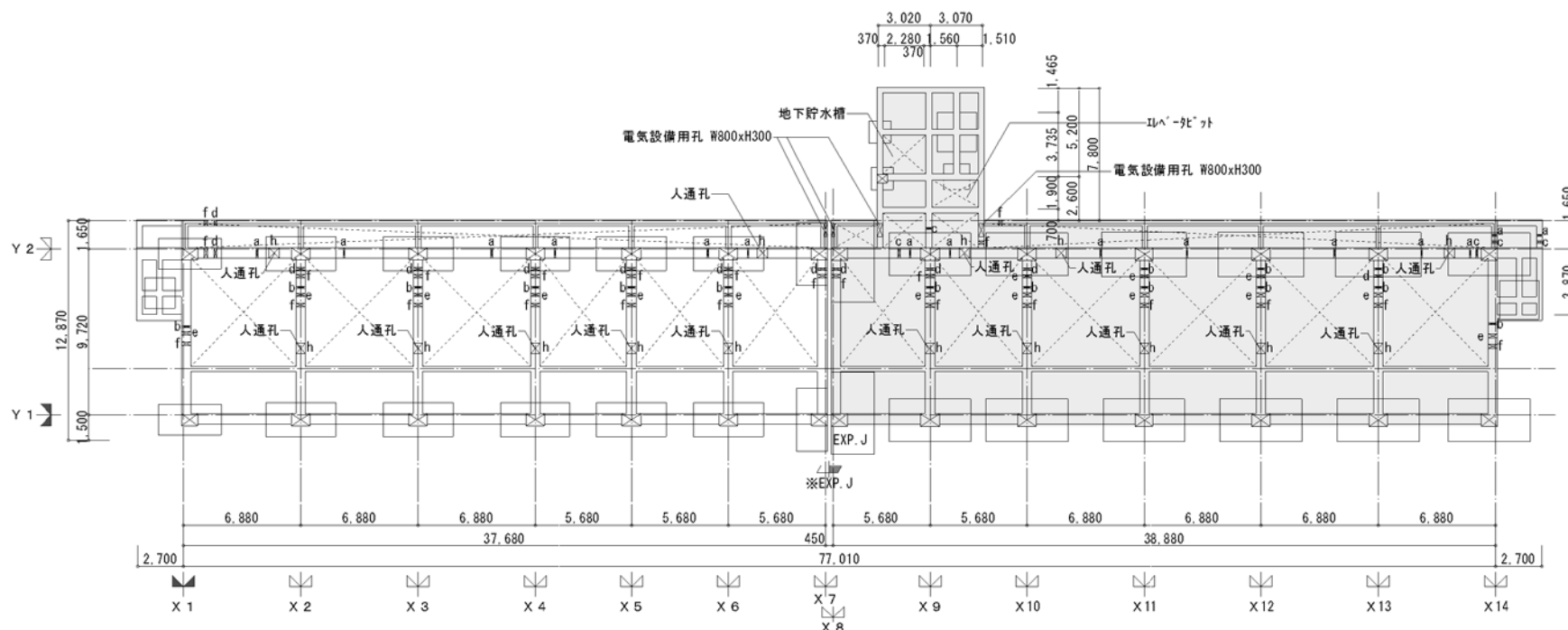
耐火性能. Table detailing fire resistance specifications for various construction elements like 壁, 柱, 床, 梁, 屋根, and 階段, including material types and performance metrics.

Project information table including 設計事務所 (黒野建築設計事務所), 上郷住宅建築工事 (第2工区), 図面番号 (No. A-07), and 設計 (H28年3月).





第2工区 ← 第1工区
1階平面図 S-A1: 1/200・A3: 1/400



第2工区 ← 第1工区
ピット平面図 S-A1: 1/200・A3: 1/400



ホイド内径一覧
(単位: mm)

a	: 75
b	: 100
c	: 125
d	: 150
e	: 175
f	: 200
g	: 250
h	: 600

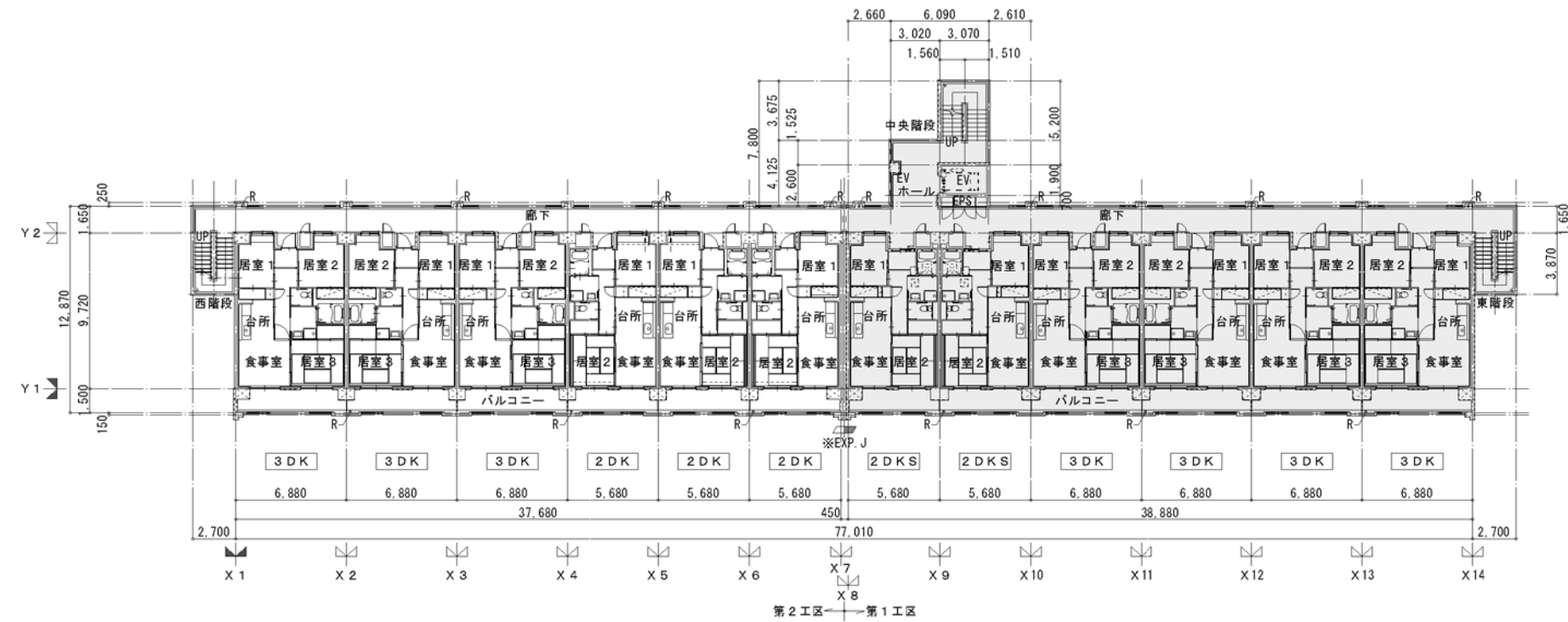
- <凡例>
- 今回工事範囲外を示す。
 - ピット範囲を示す。

<註記>

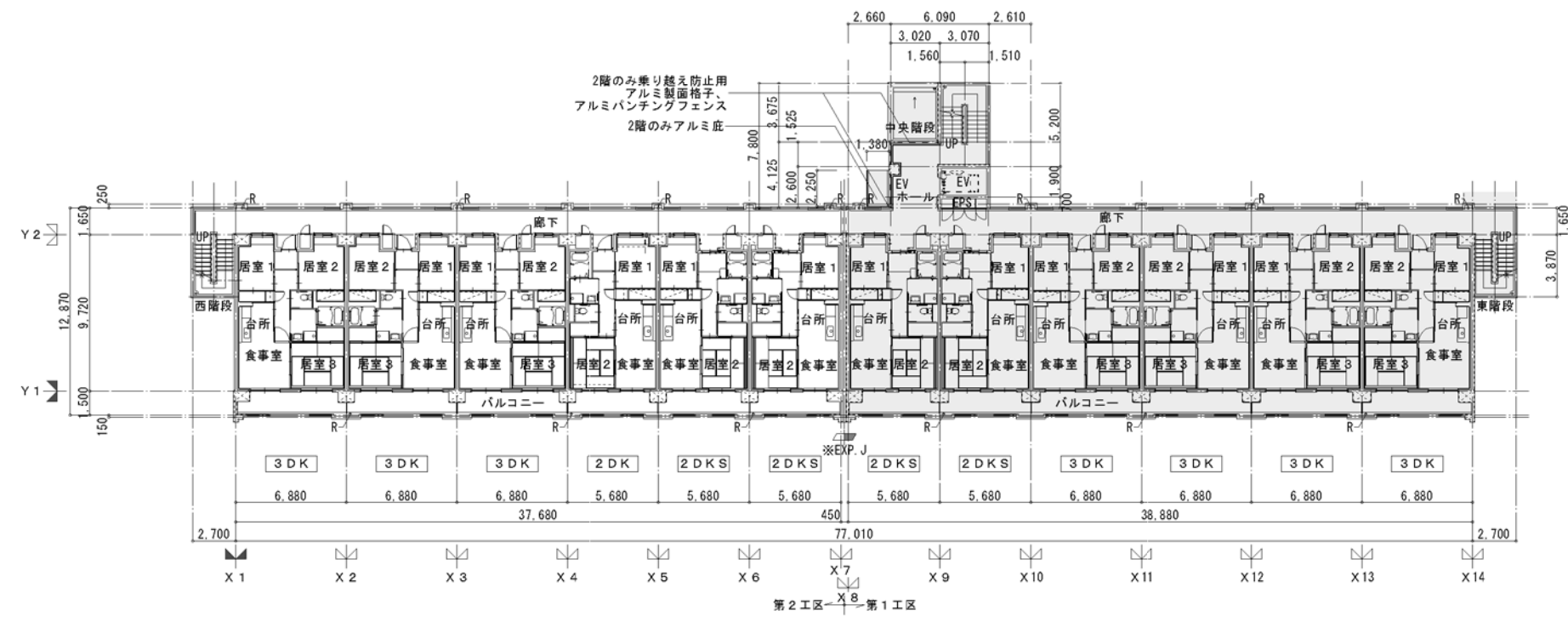
・本図で示す各種設備配管、配線用スリーブ位置は参考とし、施工にあたっては、別途工事(電気設備工事業者、機械設備工事業者)と打合せのうえ、ホイド径、位置を決定すること。

一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 141627 一級建築士登録 307737号 安永 広品	上郷住宅建築工事(第2工区) ピット、1階平面図 愛知県建設部建築局公営住宅課	図面番号 No. A-08 縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400 設計 H28年3月
---	---	--





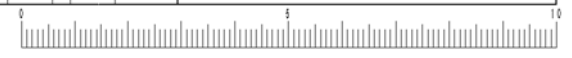
4階 平面図 S=A1:1/200・A3:1/400

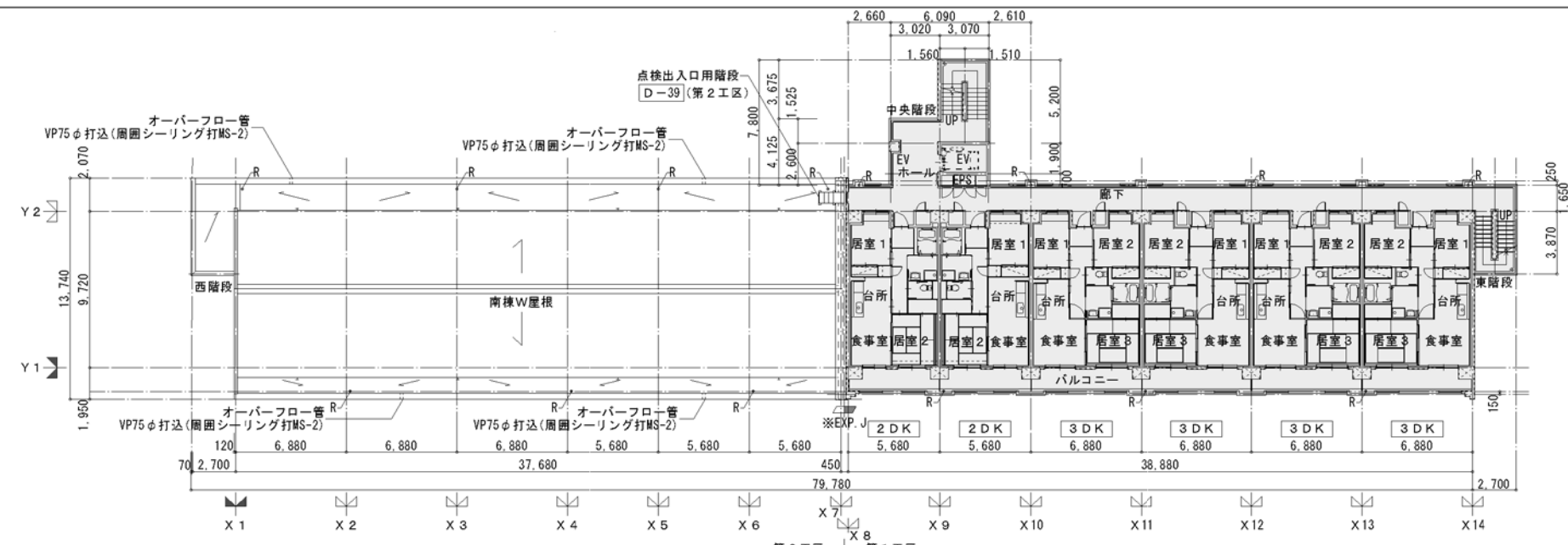


2.3階 平面図 S=A1:1/200・A3:1/400

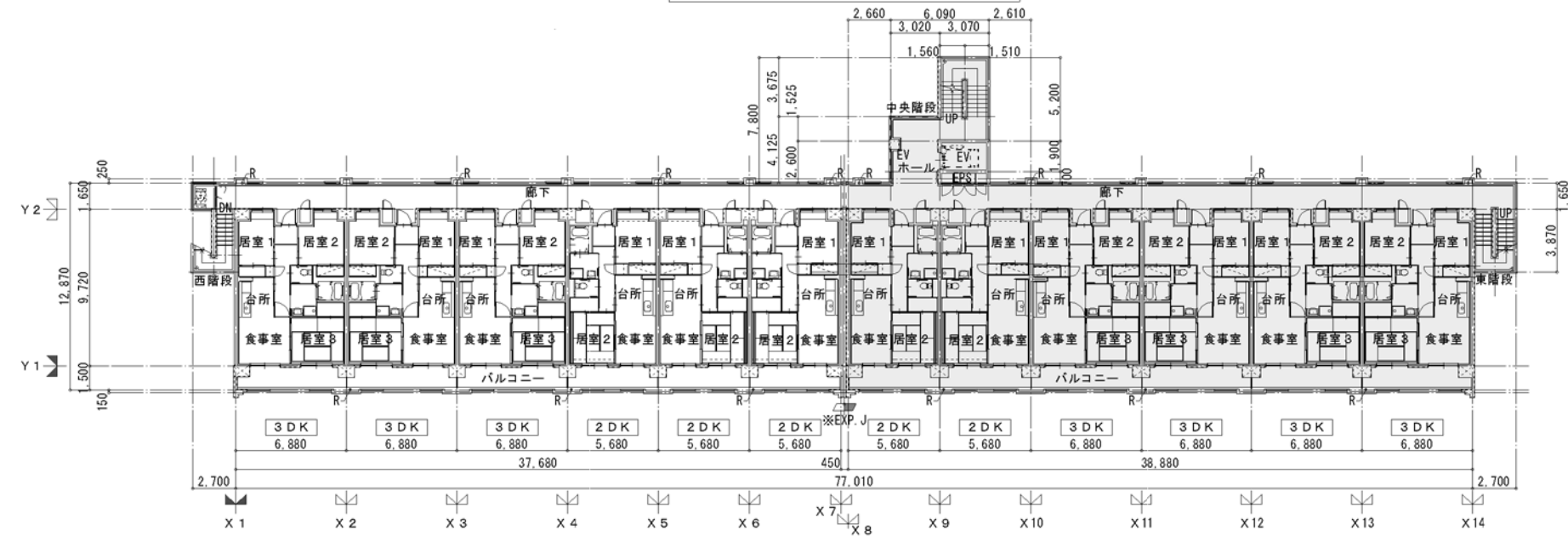
<凡例>
1. [] : 今回工事範囲外を示す。

一級建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 141627		上郷住宅建築工事 (第2工区)		図面番号 No. A-09
一級建築士登録 307737号 安楽 広品		2~4階 平面図		縮尺 A1:1/200 A3:1/400
概算 概算 設計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課			

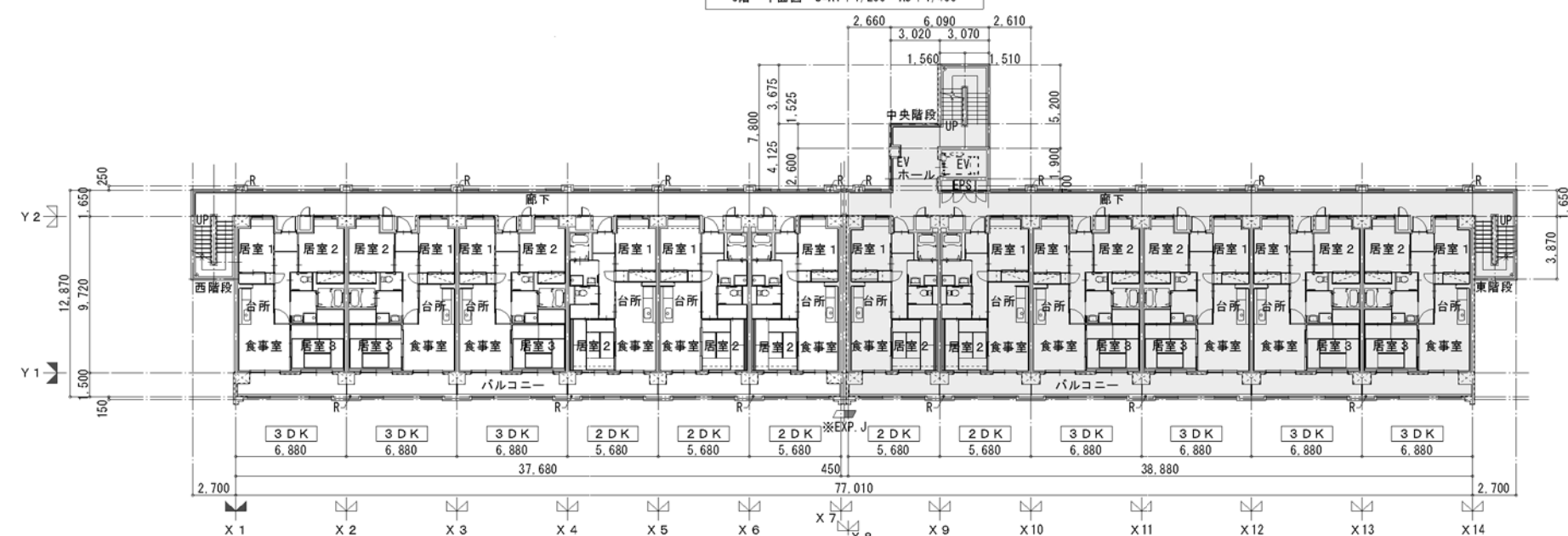




南棟W屋根伏図兼7階平面図 S=A1: 1/200・A3: 1/400



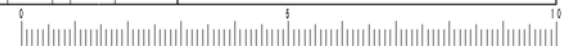
6階平面図 S=A1: 1/200・A3: 1/400

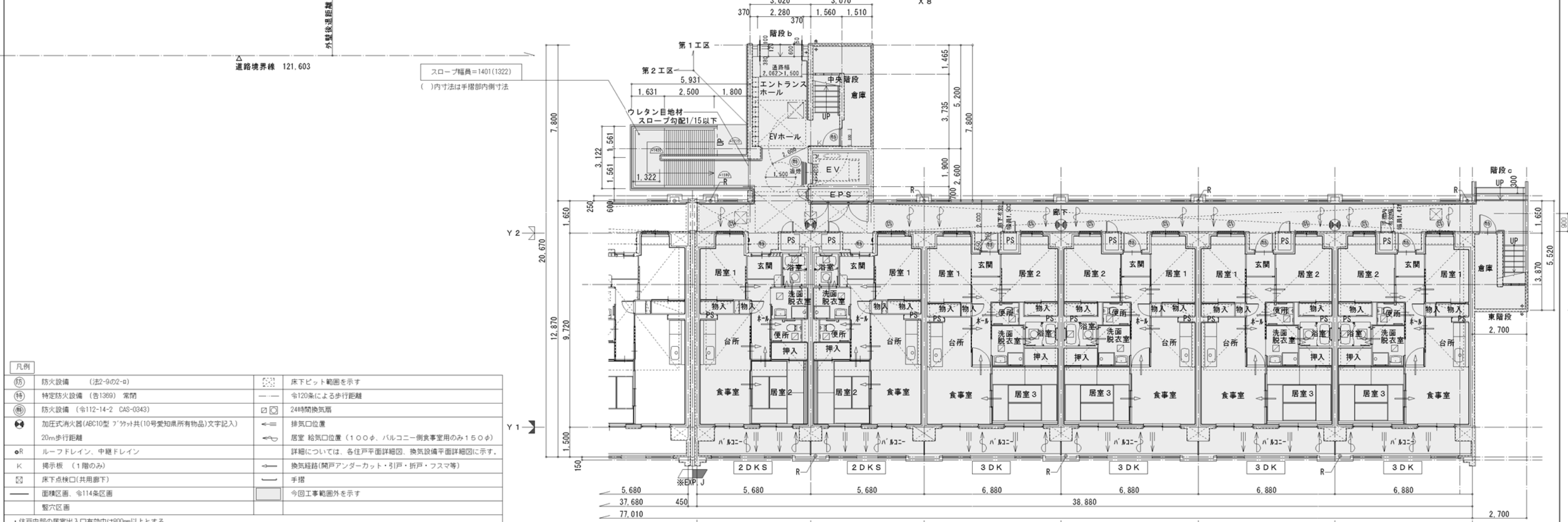
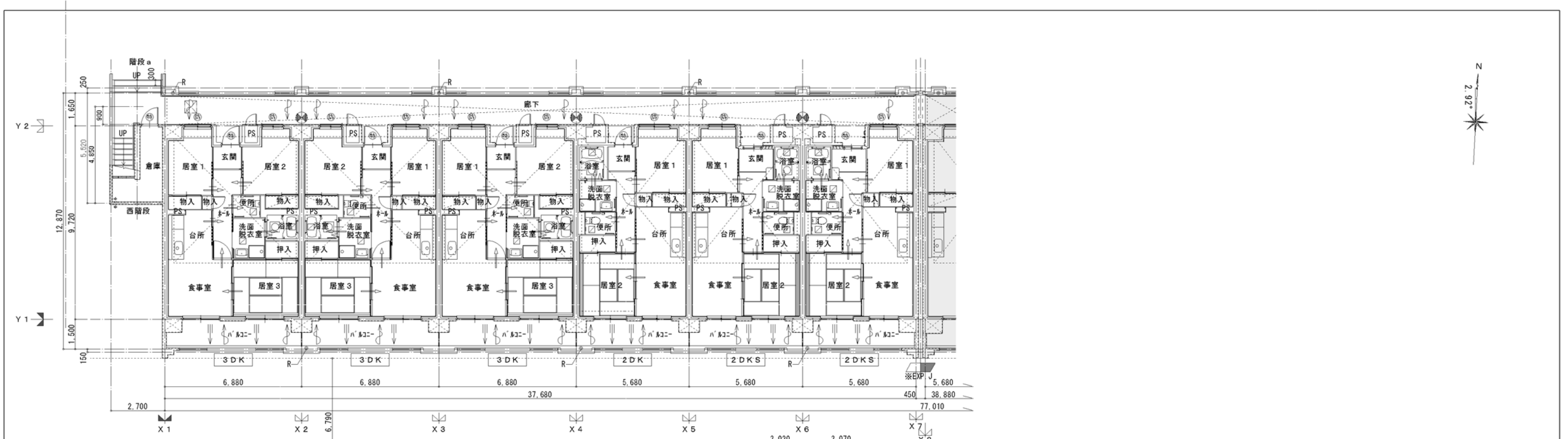


5階平面図 S=A1: 1/200・A3: 1/400

<凡例>
1. : 今回工事範囲外を示す。

建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 141627		上郷住宅建築工事 (第2工区)	図面番号 No. A-10
一級建築士登録 307737号 安楽 広品	5,6階 平面図 南棟W屋根伏図兼7階平面図	縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400	
概 算 概 算 設計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		





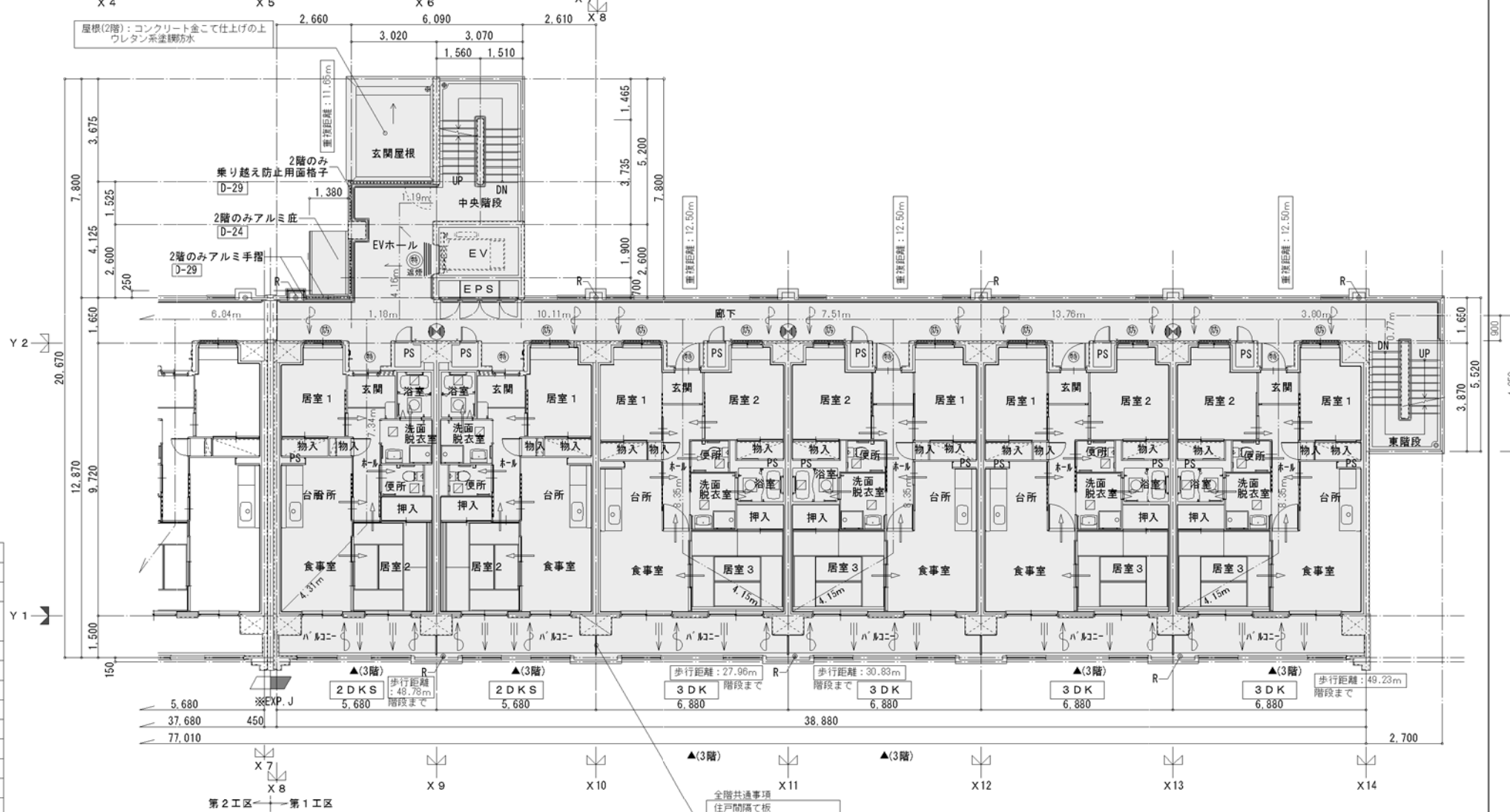
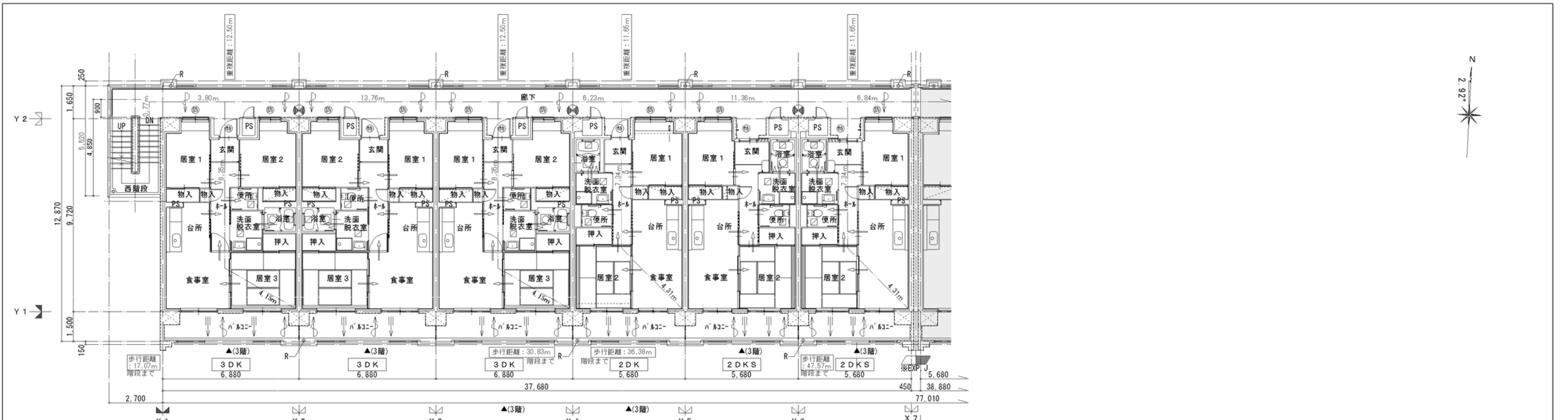
凡例		
防	防火設備 (法2-9の2-d)	床下ピット範囲を示す
特	特定防火設備 (告示1369) 常閉	令120条による歩行距離
防	防火設備 (令112-14-2 CAS-0343)	24時間換気扇
加	加圧式消火器(ABC10型)7ヶ所共(10号愛知県所有物品)文字記入	排気口位置
20m	20m歩行距離	居室給気口位置(100φ、バルコニー側食事室用のみ150φ)
ル	ルーフドレイン、中継ドレイン	詳細については、各住戸平面詳細図、換気設備平面詳細図に示す。
K	標示板 (1階のみ)	換気経路(開戸アンダーカット・引戸・折戸・フスマ等)
床	床下点検口(共用廊下)	手摺
面	面積区画、令114条区画	今回工事範囲外を示す
整	整穴区画	

- ・住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。
- ・住戸内部の床は、Zn+125(量は128)とし段差無しとする。
- ・住戸内玄関部分段差は20mmとする。
- ・住戸玄関ドアは片開きSD(特定防火設備・常閉・スリット無し)とする。947:W=650 H=1,900
- ・共用廊下の床下点検口は段差無しとする。
- ・境界遮音性能(告示 S45建告 1827号1-1)住戸間(小屋裏共) RC造 厚(X7)215、X8)230、その他厚190)
- ・非常用進入口:昭和46年12月3日住建発第65号による。(▼:左記による進入可能な部分を示す)
- ・PS、EPSはRCスラブにて区画。
- 仕様は耐火リストによる。
- ・EVの扉は1階~8階遮音性能有、特定防火設備とする。

建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 141627 一級建築士登録 307737号 安楽 広品	上郷住宅建築工事(第2工区) 1階 平面図	図面番号 No. A-11 縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
検査 監理 設計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

1階 平面図 S-A1: 1/100・A3: 1/200





凡例	
(防)	防火設備 (法2-9の2-d)
(特)	特定防火設備 (告示1369) 常閉
(防)	防火設備 (令112-14-2 CAS-0344)
(消)	加圧式消火器(ABC10型 7ヶ所共(10号愛知県所有物品)文字記入)
20m	歩行距離
○R	ルーフドレイン
K	掲示板 (1階のみ)
□	床下点検口(共用廊下)
—	面積区画 令114条区画
—	整穴区画
□	床下ピット範囲を示す
—	令120条による歩行距離
□	24時間換気扇
□	排気口位置
○	居室 給気口位置 (100φ、バルコニー側食事室用のみ150φ)
—	詳細については、各住戸平面詳細図、換気設備平面詳細図に示す。
—	換気経路(開戸アンダーカット・引戸・折戸・フスマ等)
—	手摺
—	今回工事範囲外を示す

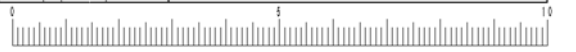
- ・住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。
- ・住戸内部の床は、Zn+125(量は128)とし段差無しとする。
- ・住戸内玄関幅部分段差は20mmとする。
- ・住戸玄関ドアは片開きSD(特定防火設備・常閉・スリット無し)とする。947:W=650 H=1,900
- ・共用廊下の床下点検口は段差無しとする。
- ・境界遮音性能(告示 S45建告 1827号1-1)住戸間(小屋裏共) RC造 厚(X7)遮音215、X8遮音230、その他厚190
- ・非常用進入口: 昭和46年12月3日住建発第65号による。(▼: 左記による進入可能な部分を示す)
- ・PS、EPSはRCスラブにて区画。
- 仕様は耐火リストによる。
- ・EVの扉は1階~8階遮音性能有、特定防火設備とする。

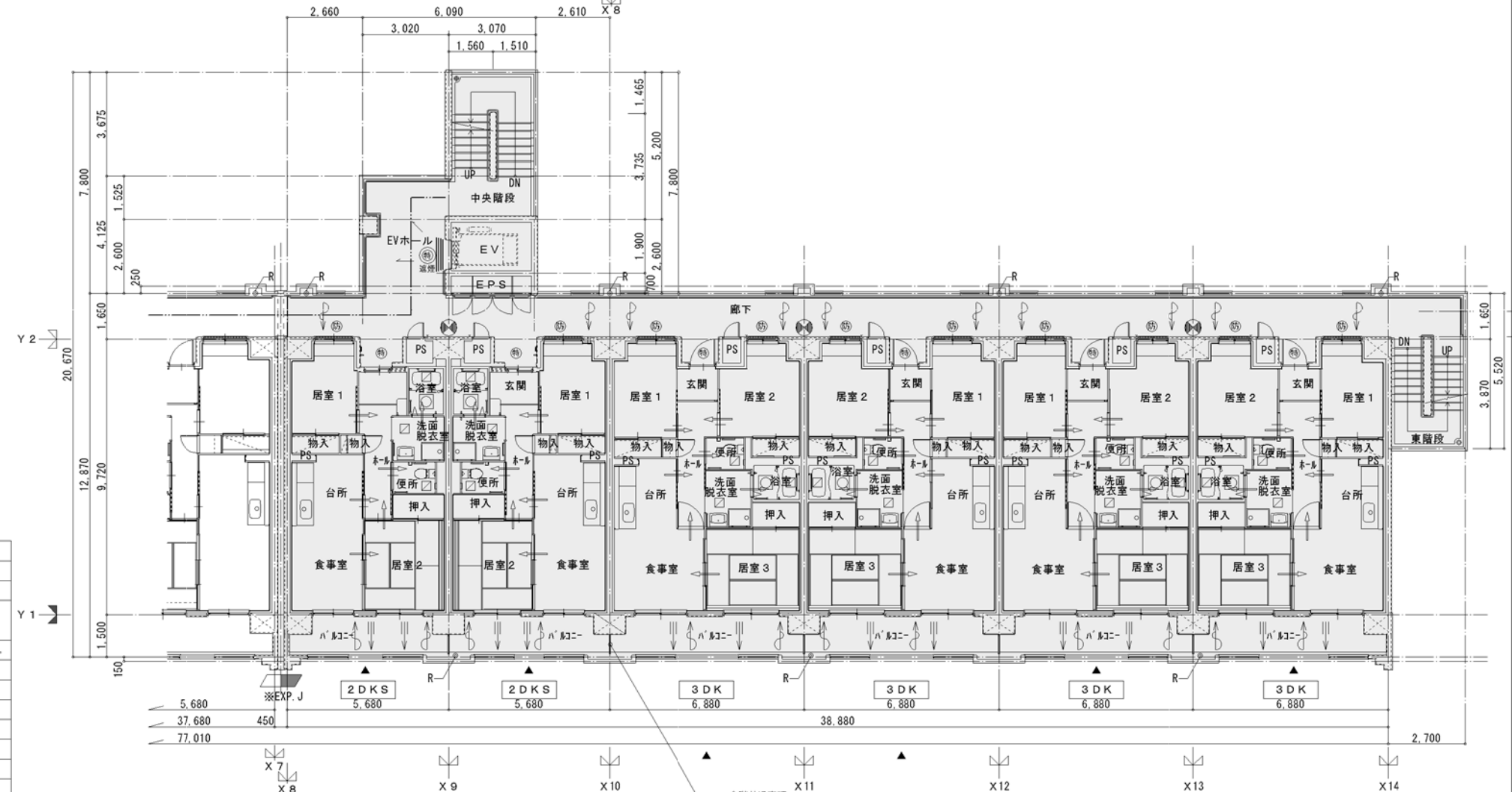
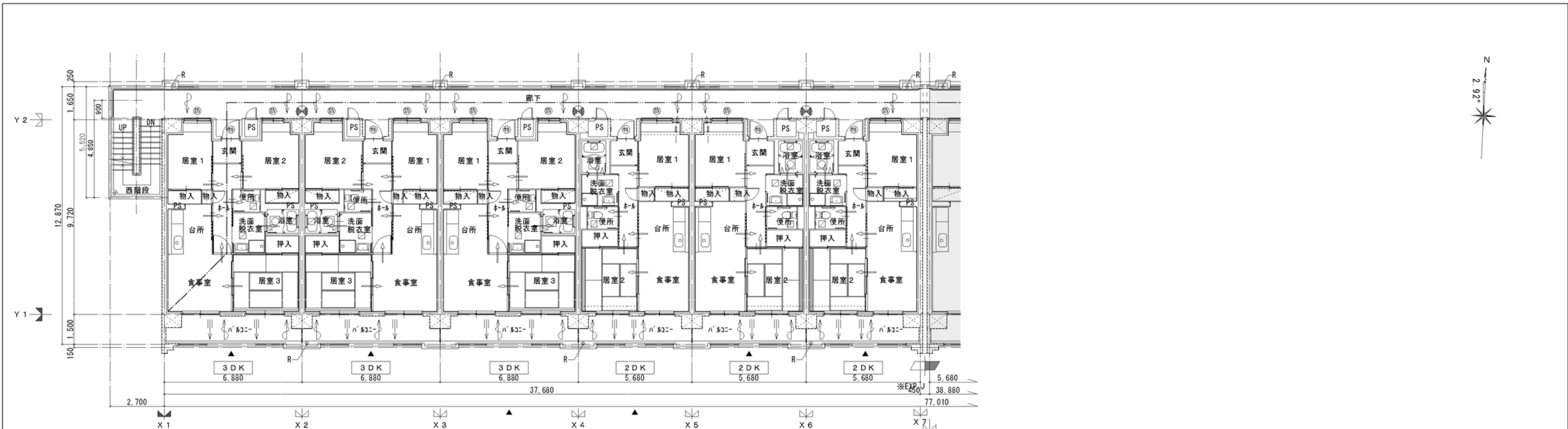
第2工区 ← 第1工区

2.3階 平面図 S=A1: 1/100・A3: 1/200

全階共通事項
住戸間隔て板
隣のバルコニーへ避難可能
詳細は44号図

建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 L14627 一級建築士登録 307737号 安楽 広品	上郷住宅建築工事(第2工区) 2.3階 平面図 愛知県建設部建築局公営住宅課	図面番号 No. A-12 縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
検 査 日 記 設計 H28年3月		





凡例			
Ⓕ	防火設備 (法2-9の2-d)	Ⓕ	床下ピット範囲を示す
Ⓖ	特定防火設備 (告1369) 常閉	—	令120条による歩行距離
Ⓖ	防火設備 (令112-14-2 CAS-0344)	Ⓕ	24時間換気扇
Ⓖ	加圧式消火器(ABC10型)7ヶ所共(10号愛知県所有物品)文字記入	Ⓕ	排気口位置
○R	ルーフドレイン	Ⓕ	居室給気口位置(100φ、バルコニー側食事室用のみ150φ)
K	標示板(1階のみ)	Ⓕ	換気経路(開戸アンダーカット・引戸・折戸・フスマ等)
Ⓕ	床下点検口(共用廊下)	Ⓕ	手摺
—	面積区画 令114条区画	Ⓕ	今回工事範囲外を示す
—	整穴区画		

- ・住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。
- ・住戸内部の床は、Zn+125(量は128)とし段差無しとする。
- ・住戸内玄関部分段差は20mmとする。
- ・住戸玄関ドアは片開きSD(特定防火設備・常閉・スリット無し)とする。94X:W=650 H=1,900
- ・共用廊下の床下点検口は段差無しとする。
- ・境界遮音性能(告示 S45建告 1827号1-1)住戸間(小屋裏共) RC造 厚(X7透厚215、X8透厚230、その他厚190)
- ・非常用進入口:昭和46年12月3日住建発第65号による。(▼:左記による進入可能な部分を示す)
- ・PS、EPSはRCスラブにて区画。
- 仕様は耐火リストによる。
- ・EVの層は1階~8階遮燃性能有、特定防火設備とする。

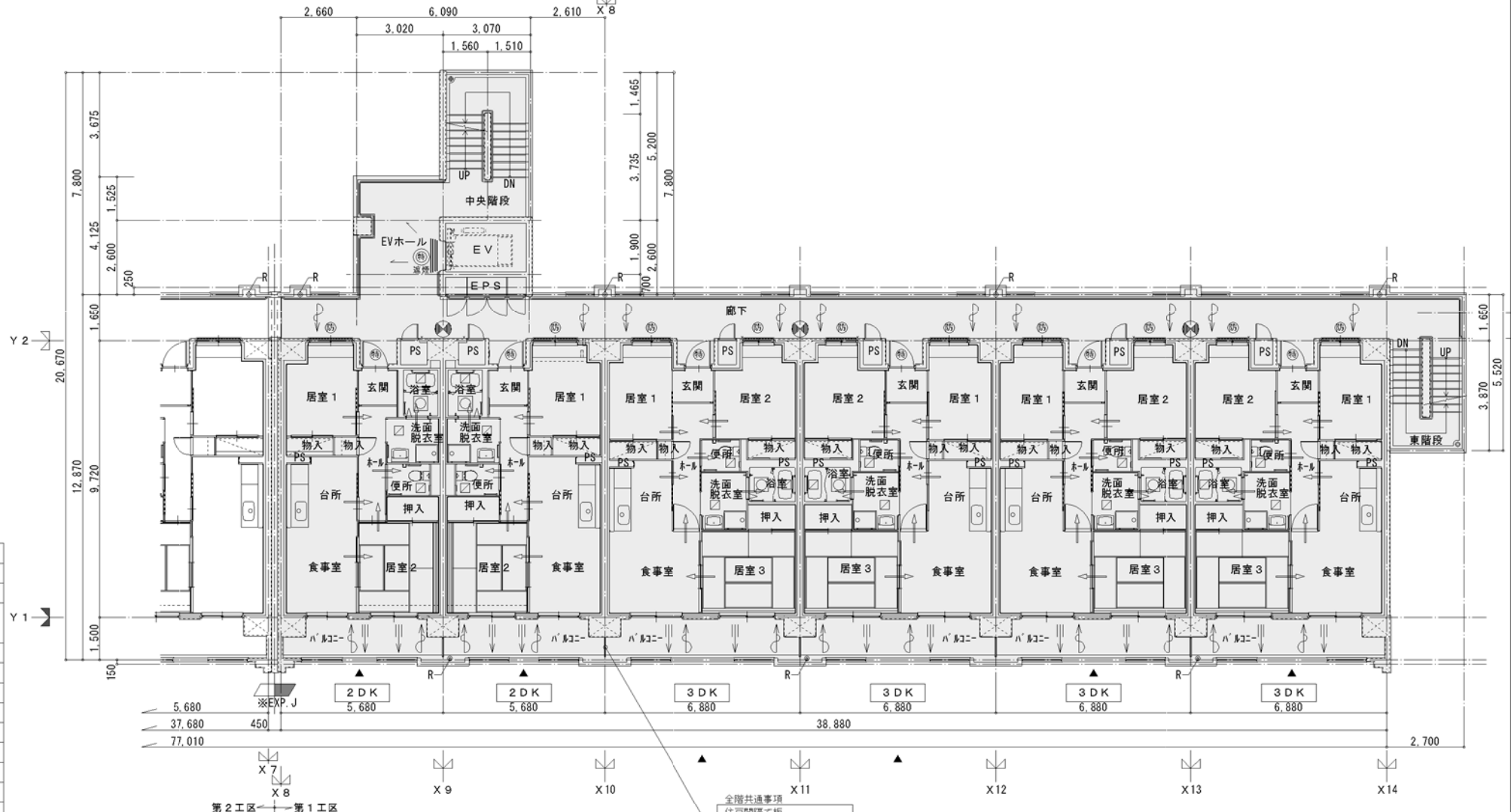
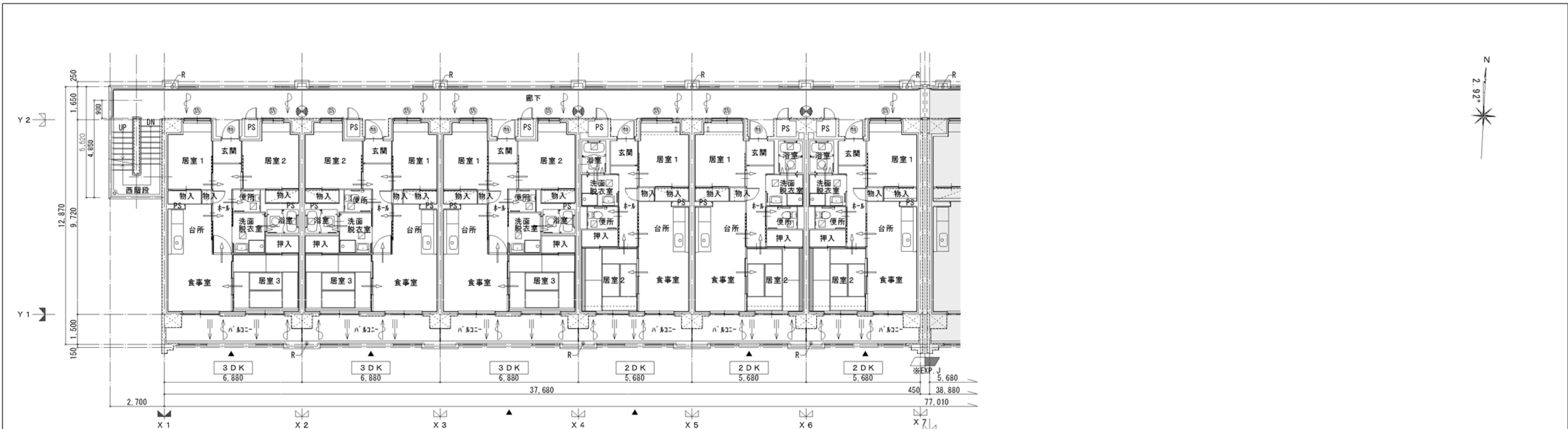
第2工区 ← 第1工区

4階 平面図 S-A1:1/100・A3:1/200

全階共通事項
住戸間隔て板
隣のバルコニーへ避難可能
詳細は44号図

建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 141627 一級建築士登録 307737号 安楽 広品	上郷住宅建築工事(第2工区) 4階 平面図 愛知県建設部建築局公営住宅課	図面番号 No. A-13 縮尺 A1:1/100 A3:1/200
---	--	--





凡例		
防	防火設備 (法2-9の2-d)	床下ピット範囲を示す
特	特定防火設備 (告1369) 常閉	令120条による歩行距離
防	防火設備 (令112-14-2 CAS-0344)	24時間換気扇
加	加圧式消火器(ABC10型)7ヶ所共(10号愛知県所有物品)文字記入	排気口位置
20m	20m歩行距離	居室給気口位置(100φ、バルコニー側食事室用のみ150φ)
○R	ルーフドレイン	詳細については、各住戸平面詳細図、換気設備平面詳細図に示す。
K	標示板 (1階のみ)	換気経路(開戸アンダーカット・引戸・折戸・フスマ等)
床	床下点検口(共用廊下)	手摺
面	面積区画、令114条区画	今回工事範囲外を示す
整	整穴区画	

- ・住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。
- ・住戸内部の床は、Zn+125(量は128)とし段差無しとする。
- ・住戸内玄関部分段差は20mmとする。
- ・住戸玄関ドアは片開きSD(特定防火設備・常閉・スリット無し)とする。9x7:W=850 H=1,900
- ・共用廊下の床下点検口は段差無しとする。
- ・界壁遮音性能(告示 S45建告 1827号1-1)住戸間(小屋裏共) RC造 厚(X7透厚215、X8透厚230、その他厚190)
- ・非常用進入口:昭和46年12月3日住建発第65号による。(▼:左記による進入可能な部分を示す)
- ・PS、EPSはRCスラブにて区画。
- 仕様は耐火リストによる。
- ・EVの扉は1階~8階遮煙性能有、特定防火設備とする。

第2工区 ← 第1工区

5階 平面図 S-A1: 1/100・A3: 1/200

全階共通事項
住戸間隔て板
隣のバルコニーへ避難可能
詳細は44号図

建築士事務所 株式会社 黒野建築設計事務所 一級建築士事務所登録 愛知県 141627	上郷住宅建築工事(第2工区)	図面番号 No. A-14
一級建築士登録 307737号 安楽 広品	5階 平面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
検 査 製 図 設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

